

退職共済事業 共助会事務の手引き

令和 5 年 11 月

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会

〒260-0026

千葉市中央区千葉港4-5（千葉県社会福祉センター内）

T e l 0 4 3 - 2 4 5 - 1 7 2 9

F a x 0 4 3 - 2 4 5 - 9 0 4 7

目次－1

はじめに

I. 共助会とは	1
1. 沿革	
2. 事業	
3. 仕組み	
II. 退職共済事業	3
1. 基本的な用語の説明	
2. 退職共済事業の仕組み	
加入対象者	
掛金等	
退職金の給付制限	
退職金の種類	
掛金等級表	
3. 加入申込みと承認	7
法人・施設の加入	
記入例 様式第 1 号・第 2 号	
個人の加入	
重要事項説明書	
記入例 様式第 5 号	
4. 掛金の請求および納付	14
共助会からの請求額	
掛金請求明細書と同封書類	
掛金請求明細書	
掛金異動明細書	
施設掛金（納付累計額）台帳	
納付（口座引落としによる納付）	
5. 月額算定	19
掛金等の更新	

決定通知書を受領した時

USB 入力画面

様式第 13 号

本俸訂正について

6. 休職および復職・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

休職

記入例 様式第 8 号

復職

記入例 様式第 9 号

7. 異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

成立要件

転出月・転入月

会計処理

記入例 様式第 10 号

8. 退職および退職金の支給・・・・・・・・・・ 29

給付・無給付

通常の退職以外の脱退

記入例 様式第 14 号（一般退職）

様式第 14 号（本人死亡）

共助会裁定通知書および源泉徴収票（施設控え）

共助会裁定通知書および源泉徴収票（本人控え）

9. 変更届	36
氏名変更届	
代表者変更届	
記入例 様式第 18 号	
記入例 様式第 19 号	
III 退職共済事業 経理処理編	39
1. はじめに	
2. 掛金の納入時	
3. 加入者の退職時	
「退職金」が「施設掛金累計額」を上回る場合	
「退職金」が「施設掛金累計額」を下回る場合	
「退職金」が 0 円の場合	
転出・転入の場合	
共助会退職共済制度の会計処理の手引	
IV 生活資金貸付金事業	50
貸付金制度の概要	
申込と返済	
記入例 様式第 27 号・様式第 29 号	
V 福利厚生事業	55
1. 慶弔金の支給	
記入例 様式第 22 号（結婚）	
様式第 22 号（出産）	
様式第 22 号（本人死亡）	
2. 災害見舞金の支給	
記入例 様式第 23 号	
3. 長期在籍会員顕彰	
4. 会員交流事業	
5. 割引利用券の発行	
6. 福利厚生センター（ソウエルクラブ）	

はじめに

共助会の退職共済については細かな仕事が多く、ご苦勞されていることも多いかと思ひます。

この冊子は、そのような皆様のお仕事の負担を少しでも軽減し、手助けになるように、事務の手順、スケジュールなどについてわかりやすく説明をしています。

ただし、この手引きは皆様のお仕事を中心にまとめましたので、共助会の事務のすべてを掲載したものではありません。この手引きの内容、共助会の業務などになお疑問の点があれば、遠慮なく事務局にお尋ねください。

I 共助会とは

1 共助会の沿革

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会（共助会）は、非営利の民間社会福祉施設、団体に働く方々を確保し、その定着を促進するため、退職共済事業を実施する団体として千葉県社会福祉協議会の中に事務所を置いて昭和29年に業務を開始しました。当初は任意団体でしたが、昭和31年に社団法人に改組し、事業を進めてきました。その後、国の公益法人改革の趣旨に則り、平成25年4月1日から公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会として再スタートして現在に至っています。

現在、共助会には多岐にわたる団体が加入しており、加入者も2万人を超えました。今や共助会は社会福祉に働く方々を確保し、定着を促進するという以上、千葉県の社会福祉施設で働く方々がともに集い、助け合って千葉県の社会福祉の発展に寄与する組織となっており、千葉県の社会福祉の発展を担う裏方として必要不可欠な社会的インフラになっています。

共助会は今後も多くの方々にご指示いただきながら、成長を続けていくものと確信しています。

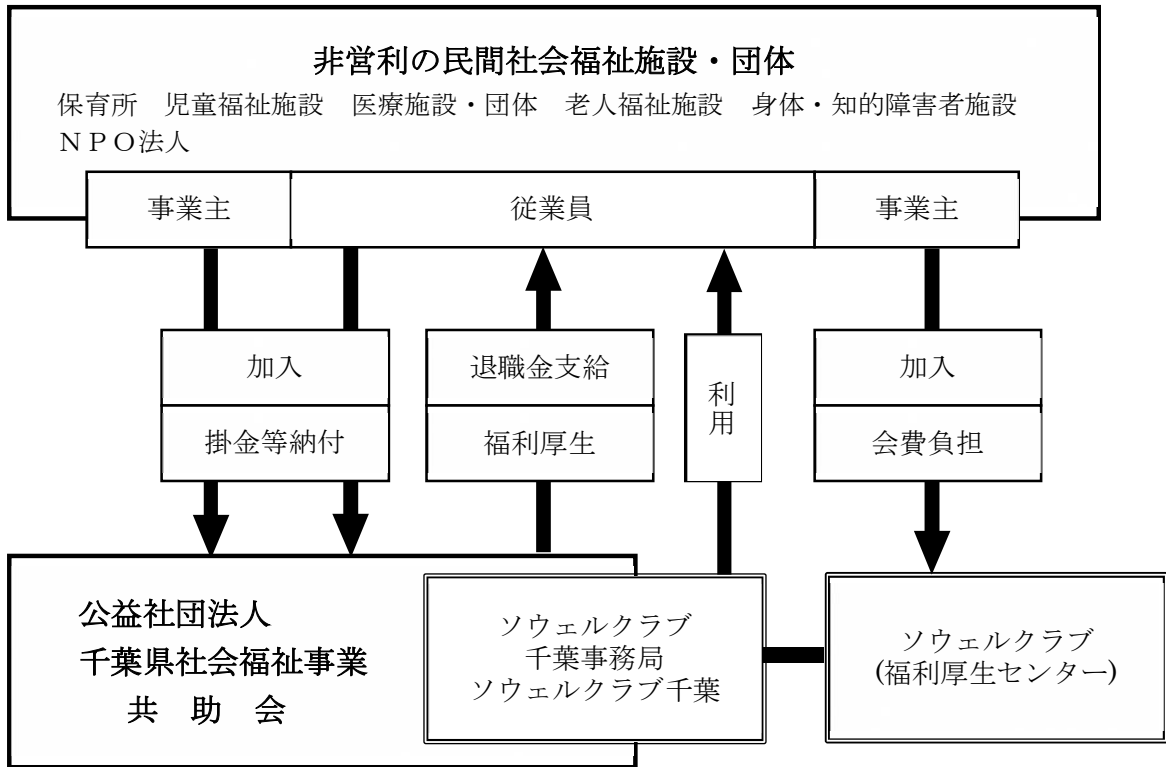
2 共助会の事業

共助会は当初からの退職共済事業に加え、慶弔金支給、生活資金貸付、長期在籍者顕彰、会員交流事業等の福利厚生事業を併せて行っています。

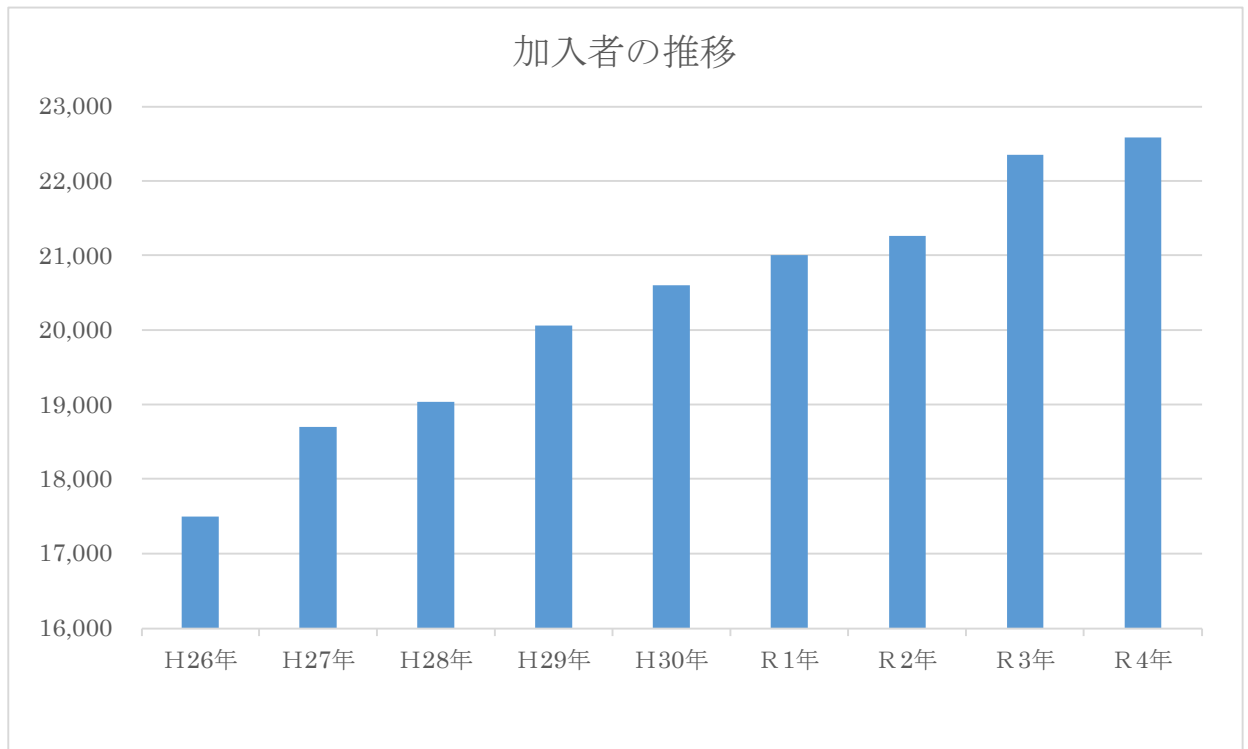
その他に共助会は、公益社団法人となった時から新たに研修事業を行うことになりました。これは共助会加入者に限らず、一般に門戸を開放した事業として行っているものです。

また、共助会の広報事業として共助会ニュースを発行し、共助会の事業や現状などをお知らせしています。

3 共助会の仕組み（図一1）



共助会加入者の推移（図一2）



Ⅱ 退職共済事業

1 基本的な用語の説明

(1) 本俸

共助会は本俸の範囲を定義していません。法人あるいは施設・団体によって手当を本俸に含めるか、含めないかなど取扱いが異なる場合が多いため、共助会が一方的に本俸を定めることはなく、法人あるいは施設・団体の判断に任せることにしています。

よって、共助会へ提出書類の本俸の範囲およびその額は、全員統一基準の上で法人あるいは施設・団体で定めてください。

(2) 標準給与月額

加入者が4月1日現在に共済契約者等から受けた本俸の給与月額の区分に基づいて定められます。

標準給与月額は3万円（下限額）から36万円（上限額）まで金額を5,000円刻みに67の等級に区分けします。本俸の額をこの67の等級に当てはめ、当該等級の掛金の額を決定します。給与月額36万円以上の場合はすべて67等級になります。

(3) 掛金

掛金は標準給与月額に50/1000を乗じて算出した額となります。

事業主と従業員が折半で負担し、毎月共助会に納付して積み立てます。

この掛金が退職金算出の基になります。

2 退職共済事業の仕組み

(1) 加入対象者

非営利の民間社会福祉施設に働く給料月額3万円以上の者（非常勤、パート、アルバイト可）が、事業主の合意により任意で加入することが出来ます。

(2) 掛金等

掛金＝標準給与月額×50/1000

＝加入者負担（標準給与月額×25/1000）＋事業主負担（標準給与月額×25/1000）

他に加入者は毎月、加入者負担金として標準給与月額の2/1000を負担します。

① 加入者の毎月の負担額

＝標準給与月額の25/1000（掛金）＋標準給与月額の2/1000（加入者負担金）

＝標準給与月額の27/1000

② 事業主の負担額の合計

標準給与月額の 25/1000 (掛金) / 毎月

+ 施設団体負担金

(年 1 回 6 月、金額は加入者の人数により決定)

加入者数	施設団体負担金
10名まで	2,000円
20名まで	3,000円
40名まで	4,000円
41名以上	5,000円

(3) 退職金の給付制限

退職金は積立方式で 1 年以上の掛金の納付が必要です。

掛金の納付期間が 1 年未満の場合、退職金の給付も掛金の返戻もありませんので、注意してください。

掛金の納付期間が 1 年を超えると、在職期間に積み立てた掛金を基に加入期間別割増率で計算をした額を退職金として給付されます。

6 年以上勤務した場合には、加入者本人と事業主の負担した額を上回る金額が退職金として給付されます。

(4) 退職給付金の種類

① 退職一時金・・掛金納付期間が 1 年以上の者が退職した時

加入者本人が様式第 14 号「共助会脱退届および退職一時金等受給(生活資金貸付金の相殺)申請書」を作成して、本人印・施設印の押印を必須で提出してください。

② 遺族一時金・・加入者本人が死亡した時、ご遺族に支給されるもの

相続人の遺族が申請者として様式第 14 号「共助会脱退届および退職一時金等受給(生活資金貸付金の相殺)申請書」を作成し、以下の書類を添付して提出してください。

- ・ 死亡診断書の写し
- ・ 戸籍謄本の原本 (加入者が亡くなったことがわかる事、及び申請者 (遺族) との御関係、同順位の遺族の有無を確認できる事)
(戸籍謄本の原本は共助会で確認した後、返却も可能ですので、ご希望がある場合にはご連絡ください。)

※遺族一時金は相続税の対象となります。

③ 退会給付金・・加入者が退職や死亡以外の事由で共助会を脱退する時

退職一時金とは異なる算出方法で計算されます。

共助会と提携する金融機関からの資産運用に関する報告書を確認した後、共済システムにより全加入者に対する退職シミュレーションを行うことで退会給付金が算出されますので、退会月での給付確定乗率が確定後に支給処理を行います。

共助会は加入施設会員での共済で運営を基本としているため、個人的な理由等での退会にはペナルティーを課しています。

※退会給付金は一時所得となります。

ただし、施設規定上で正規職員のみが共助会加入を認めている施設等で、雇用形態が変わったために共助会を抜ける場合には、施設の規定上の理由なので様式第 14 号「共助会脱退届および退職一時金等受給(生活資金貸付金の相殺)申請書」の退職理由は「2. 施設都合」で作成してください。退職一時金として支給することになります。

掛 金 等 級

(平成10年4月1日適用)

等 級	標準給与	給 与 月 額	掛 金 50 1000	加入者負担金 2 1000	等 級	標準給与	給 与 月 額	掛 金 50 1000	加入者負担金 2 1000
1 級	30,000	30,000 ～ 34,999	1,500	60	35 級	200,000	200,000 ～ 204,999	10,000	400
2 級	35,000	35,000 ～ 39,999	1,750	70	36 級	205,000	205,000 ～ 209,999	10,250	410
3 級	40,000	40,000 ～ 44,999	2,000	80	37 級	210,000	210,000 ～ 214,999	10,500	420
4 級	45,000	45,000 ～ 49,999	2,250	90	38 級	215,000	215,000 ～ 219,999	10,750	430
5 級	50,000	50,000 ～ 54,999	2,500	100	39 級	220,000	220,000 ～ 224,999	11,000	440
6 級	55,000	55,000 ～ 59,999	2,750	110	40 級	225,000	225,000 ～ 229,999	11,250	450
7 級	60,000	60,000 ～ 64,999	3,000	120	41 級	230,000	230,000 ～ 234,999	11,500	460
8 級	65,000	65,000 ～ 69,999	3,250	130	42 級	235,000	235,000 ～ 239,999	11,750	470
9 級	70,000	70,000 ～ 74,999	3,500	140	43 級	240,000	240,000 ～ 244,999	12,000	480
10 級	75,000	75,000 ～ 79,999	3,750	150	44 級	245,000	245,000 ～ 249,999	12,250	490
11 級	80,000	80,000 ～ 84,999	4,000	160	45 級	250,000	250,000 ～ 254,999	12,500	500
12 級	85,000	85,000 ～ 89,999	4,250	170	46 級	255,000	255,000 ～ 259,999	12,750	510
13 級	90,000	90,000 ～ 94,999	4,500	180	47 級	260,000	260,000 ～ 264,999	13,000	520
14 級	95,000	95,000 ～ 99,999	4,750	190	48 級	265,000	265,000 ～ 269,999	13,250	530
15 級	100,000	100,000 ～ 104,999	5,000	200	49 級	270,000	270,000 ～ 274,999	13,500	540
16 級	105,000	105,000 ～ 109,999	5,250	210	50 級	275,000	275,000 ～ 279,999	13,750	550
17 級	110,000	110,000 ～ 114,999	5,500	220	51 級	280,000	280,000 ～ 284,999	14,000	560
18 級	115,000	115,000 ～ 119,999	5,750	230	52 級	285,000	285,000 ～ 289,999	14,250	570
19 級	120,000	120,000 ～ 124,999	6,000	240	53 級	290,000	290,000 ～ 294,999	14,500	580
20 級	125,000	125,000 ～ 129,999	6,250	250	54 級	295,000	295,000 ～ 299,999	14,750	590
21 級	130,000	130,000 ～ 134,999	6,500	260	55 級	300,000	300,000 ～ 304,999	15,000	600
22 級	135,000	135,000 ～ 139,999	6,750	270	56 級	305,000	305,000 ～ 309,999	15,250	610
23 級	140,000	140,000 ～ 144,999	7,000	280	57 級	310,000	310,000 ～ 314,999	15,500	620
24 級	145,000	145,000 ～ 149,999	7,250	290	58 級	315,000	315,000 ～ 319,999	15,750	630
25 級	150,000	150,000 ～ 154,999	7,500	300	59 級	320,000	320,000 ～ 324,999	16,000	640
26 級	155,000	155,000 ～ 159,999	7,750	310	60 級	325,000	325,000 ～ 329,999	16,250	650
27 級	160,000	160,000 ～ 164,999	8,000	320	61 級	330,000	330,000 ～ 334,999	16,500	660
28 級	165,000	165,000 ～ 169,999	8,250	330	62 級	335,000	335,000 ～ 339,999	16,750	670
29 級	170,000	170,000 ～ 174,999	8,500	340	63 級	340,000	340,000 ～ 344,999	17,000	680
30 級	175,000	175,000 ～ 179,999	8,750	350	64 級	345,000	345,000 ～ 349,999	17,250	690
31 級	180,000	180,000 ～ 184,999	9,000	360	65 級	350,000	350,000 ～ 354,999	17,500	700
32 級	185,000	185,000 ～ 189,999	9,250	370	66 級	355,000	355,000 ～ 359,999	17,750	710
33 級	190,000	190,000 ～ 194,999	9,500	380	67 級	360,000	360,000 ～ 以上	18,000	720
34 級	195,000	195,000 ～ 199,999	9,750	390					

(単位:円)

3 加入申込みと承認

(1) 法人の加入、施設の加入、

最初に法人の加入申し込みと共助会の承認が必要です。

事務手続きについて法人から施設・団体に任せるときには、今後の手続きを施設に委任する旨の委任状を提出していただきます。これにより手続きの簡素化を図ろうとするものです。

【提出書類】

- ・ 共済契約申込書（様式第 1 号）
- ・ 退職共済関係事務取扱い委任状（様式第 2 号）
- ・ 共助会新規加入届（様式第 5 号）
- ・ 加入者異動届（様式第 10 号）（異動の方がいる場合）
- ・ 預金口座振替依頼書
（書式は共助会にご用意しておりますのでご連絡ください。）
- ・ 資産運用についての同意書
（書式は共助会にご用意しておりますのでご連絡ください。）

※NPO 法人加入時には別途下記書類のご提出が必要です。

- ・ 定款
- ・ 直近の決算書
- ・ 県の認定書
- ・ 履歴事項全部証明書
- ・ 直近の事業計画書

【契約手続き終了後共助会から送付する書類】

- ・ 共済事業加入承諾書（様式第 3 号）
- ・ 加入者異動承認書（様式第 11 号）（異動の方がいる場合）
- ・ 共助会施設・団体登録書（様式第 4 号）
- ・ 共助会入会承認書（様式第 6 号）

共済契約申込書(様式第1号)記入例

共助会にご加入を希望する場合に、事業主様が共助会へご提出していただく書類です。

法人名を必ず記入してください。

施設・団体でご加入の場合、共助会事務関連について法人からの委任状が必要です。

法人名でご登録の場合は法人名を、施設・団体名でご登録の場合は施設・団体名をご記入ください。

共助会からの送付物(請求書等)の宛先が施設・団体住所と異なる場合はその名称住所をご記入ください。なお、福利厚生関連のご案内等は各施設・団体宛てに送付しております。

(様式 第1号)

会 長		副 会 長		局 長		局 次 長		係 員	
--------	--	-------------	--	--------	--	-------------	--	--------	--

共済契約申込書

4 年 4 月 6 日

この書類を作成した年月日を記入してください。

公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会会長様

千葉県社会福祉事業共助会退職共済規程を承諾のうえ申込をいたします。

法人代表者印を押してください。

申 込 者 (事 業 主)	加入年月	令和 4 年 4 月			
	法人別種別	☒ 社福 ☐ 財団 ☐ 社団 ☐ 宗教 ☐ NPO ☐ その他			
	法人名	フリガナ ちばみなとふくしかい (福)ちばみなと福祉会			
	法人代表者氏名	フリガナ ちば たろう 千葉 太郎			
施 設 ・ 団 体	所在地	郵便番号 2 2 2 2 2 2 2 フリガナ 千葉市中央区千葉港4-10			
	委任状	☒ 有 ☐ 無			
	施設・団体名	フリガナ ちばみなと園			
	施設・団体の長(所属長)氏名	フリガナ 千葉 花子			
送 付 先 住 所	所在地	郵便番号 2 6 0 1 2 3 0 フリガナ 千葉市中央区富士見3-14-1			
	業種別	☒ 保育 ☐ 児童 ☐ 各種団体 ☐ 社会福祉協議会 ☐ 医療 ☐ 老人福祉 ☐ 身体・知的障害者 ☐ NPO			
	送付先名称	(福)ちばみなと福祉会			
	※必要であれば記入 宛名(担当者等)	法人本部			
所在地		郵便番号 2 6 0 0 0 0 0 千葉市中央区千葉港4-10			
掛金引落・貸付金引落口座 貸付金引落口座(掛金口座と別に登録する場合)					
銀行名	千葉銀行		銀行名	千葉銀行	
支店名	本店営業部		支店名	本店営業部	
口座番号	普 当	1111111	口座番号	普 当	2323232
口座名義	(福)ちばみなと福祉会 法人本部		口座名義	ちばみなと園 施設長	

法人
公印

施設
公印

法人代表者または施設・団体長の印を押してください。

TEL・FAXは市外局番から記入してください。

契約締結にあたっての確認事項

掛金等は口座引落としになります。届出を提出する前に共助会へ連絡してください。「口座振替依頼書」を送付します。また、貸付制度をご利用の場合は、給与天引きで対応していただきますので貸付金引落口座の登録が必要です。口座振替依頼書は貸付制度利用者ごとにご提出いただきます。

退職共済関係事務取扱い委任状(様式第2号)

記入例

施設・団体でご加入の場合、共助会事務関連について法人からの委任状が必要です。
共助会の事務手続き等を施設・団体の長に委任する場合にご提出ください。

(様式 第2号)

退職共済関係事務取扱い委任状

公益社団法人
千葉県社会福祉事業共助会 会長様

住 所
千葉市中央区千葉港4-10
法 人 名
ちばみなと福社会
代表者氏名
千葉 太郎

法人名・住所
を記入してく
ださい。

法人代表者印
を押してくださ
い。

法人
公印

下記により、以後の共助会共済事業に関する事務について、共済契約者の権限を委任
します。

記

施設・団体でご
加入の場合の
施設・団体名を
ご記入ください。

委任する施設・団体

施設・団体の名称	ちばみなと園
施設・団体の所在地	〒 260-1230 千葉市中央区富士見3-14-1
施設・団体長の名	千葉 花子

施設
公印

法人代表者ま
たは施設・団
体長の印を押
してください。

(2) 個人の加入

事業主との合意により加入が成立します。

月額 30,000 円以上の給与が発生している方で、施設・団体の規定に即していれば常勤・非常勤・パート・アルバイトでも加入可能です。本人掛金の負担も了承を得て、手続きが必要です。

どちらか一方が掛金の支払いを拒否する場合、加入を継続することが不可能になりますので、加入時には重要事項説明書を用いて必ず加入者へ説明をして手続きを行ってください。

【提出書類】

- ・共助会新規加入届（様式第 5 号）

【手続き終了後共助会から送付する書類】

- ・共助会入会承認書（様式第 6 号）

◆ 重要事項説明書 ◆

【 本説明書は特にご理解いただきたい事項について記載しています。
新規に加入される職員の方へ必ずご説明の上お渡しくださるようお願いいたします。 】

◆千葉県社会福祉事業共助会とは◆

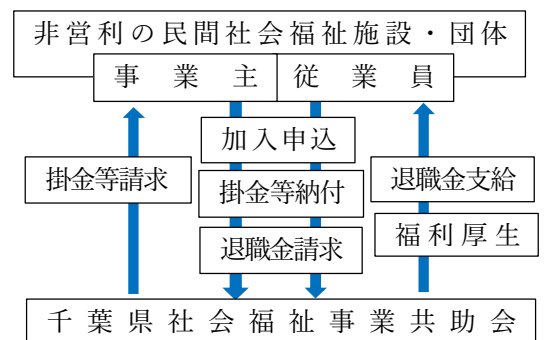
- * 千葉県内の社会福祉法人等が経営する非営利の民間社会福祉施設・団体に従事する職員の福利厚生促進と充実を目的に、退職金の給付事業・貸付事業・福利厚生事業を行っています。
- * 共済契約者と加入者が毎月拠出した掛金を、共助会が退職共済規程に定めている共済事業に必要な資金として、共済契約者が共助会へ預託するものです。預託された総資産のうちから給付を行います。

◆留意点◆

- * 掛金および給付金（退職一時金等）について、必ず加入者へ説明し、意向等を確認してください。
1年未満で退職の場合は未支給になることや施設掛金分は必ず全額が加入者へ還元されるものではないこと等は特に重要です。
- * 共助会のホームページに、各種規程や資料を掲載していますので、ご一読ください。ご不明な点等は、共助会（☎043-245-1729）または勤務先施設・団体の事務担当者の方にお問合せ下さい。

◆掛金◆

- * 加入月から退職月まで、月単位の掛金を拠出し、退職金等の原資として共助会が管理・運用します。
- * 掛金（標準給与月額×50/1000）は共済契約者と加入者との間で折半して毎月納付します。
共済契約者は加入者から加入者掛金（標準給与月額×25/1000）と加入者負担金（標準給与月額×2/1000）を毎月給与から天引きし、共済契約者分（標準給与月額×25/1000）と合わせて共済契約者が共助会に納付します。



◆標準給与月額とは◆

- * 標準給与月額は 30,000 円（下限額）から 360,000 円（上限額）まで金額を 5,000 円刻みに 67 の等級に区分けしています。本俸の額をこの 67 の等級に当てはめ、当該等級の掛金の額を決定します。
※裏面「掛金等級及び月額掛金」参照
- * 毎年 4 月に標準給与月額を見直し、6 月から掛金月額を改訂します。
また、年度の途中で勤務体系の変更により本俸の変更があった場合には掛金月額の変更が可能です。

◆退職一時金の計算◆

$$\boxed{\text{退職一時金}} = \boxed{\text{退職時の一時金積立残高}} \times \boxed{\text{割増率}} \quad \text{※裏面「退職金試算」参照}$$

退職時の本人掛金一時金積立残高の計算は複雑ですので、シミュレーションをご希望の場合は、共助会事務局までお問い合わせください。

◆退職一時金の給付◆

- * 加入期間（掛金納入期間）が 12 ヶ月以上の加入者が退職（死亡退職含む）したときに給付されます。
死亡退職の場合は、遺族（本制度で定める受取人）に遺族一時金を給付します。
- * 加入期間（掛金納入期間）が 12 ヶ月に満たない場合は退職金の給付を含め掛金も返戻されません。
- * 退会の場合（就業は続けるが共助会だけ辞める・施設法人が運営上の都合で共助会を辞める等）は、退職一時金の額に退職時の充足率を乗ずる計算のため、普通退職よりは少ない額での退会給付金の給付になります。
- * 加入期間が短い場合（6 年未満）は、給付額が掛金相当額（加入者掛金分+共済契約者分）を下回ります。
- * 共助会に加入している他の法人施設等に転職する場合、掛金の納入期間に空白が生じなければ加入を継続できる場合があります。
- * 出産・育児、介護、病気等でお仕事を休職の場合は休職届の提出で掛金の納入は停止できますが、停止期間は加入期間から除外されます。お仕事を休職中でも共助会へ休職届のご提出がない場合は、掛金は納入していただきます。

◆貸付金事業◆

- * 加入期間（掛金納入期間）が12ヶ月以上の加入者は、貸付時点の退職一時金の70%かつ200万円上限（5万円単位）の貸付を受けることができます。
- * 返済金は、毎月給与から天引きされ、施設・団体の口座から引落をします。なお、貸付利用中に退職（退会）される場合は、貸付残額を退職（退会）一時金で相殺することになります。

◆福利厚生事業◆

- * 加入者の結婚・出産・死亡の場合に慶弔金を支給します。
- * 勤続25年（掛金納付期間）に達した加入者に長期在籍者として顕彰状と記念品を贈呈します。
- * 個々のスキルアップの向上のために研修会を計画しています。
- * 観劇・スポーツ観戦等、共助会で計画をする会員交流事業へ参加することができます。また、共助会が契約をしているプール施設・レジャー施設等を割引料金で利用できます。

慶弔金	支給額
結 婚	20,000円
出 産	10,000円
本人死亡	50,000円

◆資産の運用・管理◆

- * お預かりした掛金は運用の基本方針に基づき、安全第一に管理・運用に努めますが、経済動向等の変化による制度の見直しにより、将来の掛金や給付率が変更となる場合があります。

退職金試算

例：掛金3,000円の場合

1年目 3,000×12＝36,000・・・当年度累計に当年度付利率をかける 36,000×1.01＝36,360…A
1年の割増率は1.0なので退職金は36,360円

2年目 Aが前年度期末一時金となり前年度付利率1.02をかける 36,360×1.02＝37,088…B
当年度累計3,000×12＝36,000に1.01をかける 36,000×1.01＝36,360…A
A＋B＝退職時一時金積立残高になるので
36,360＋37,088＝73,448×2年割増率1.2 88,138円

退職一時金の予想額

加入期間	本人掛金3,000円 本俸120,000円～124,999円		本人掛金4,000円 本俸160,000円～164,999円		本人掛金5,000円 本俸200,000円～204,999円	
	本人掛金	退職金	本人掛金	退職金	本人掛金	退職金
1年	36,000円	36,360円	48,000円	48,480円	60,000円	60,600円
2年	72,000円	88,138円	96,000円	117,516円	120,000円	146,895円
6年	216,000円	458,732円	288,000円	611,640円	360,000円	764,550円
10年	360,000円	836,088円	480,000円	1,114,781円	600,000円	1,393,472円

割増率（規程別表第8）

加入期間	乗率
1年以上 2年未満	1.0
2年以上 3年未満	1.2
3年以上 4年未満	1.4
4年以上 5年未満	1.6
5年以上 6年未満	1.8
6年以上10年未満	2.0
10年以上15年未満	2.1
15年以上20年未満	2.2
20年以上25年未満	2.3
25年以上30年未満	2.4
30年以上	2.5

積立残高付利率表

（規程別表第9）はHP参照

掛金等級及び月額掛金表

	標準給与	給与月額	掛金額(50/1000)		加入者負担金 2/1000	加入者月額合計		標準給与	給与月額	掛金額(50/1000)		加入者負担金 2/1000	加入者月額合計
			施設 25/1000	加入者 25/1000						施設 25/1000	加入者 25/1000		
1級	30,000	30,000～34,999	750	750	60	810	21級	130,000	130,000～134,999	3,250	3,250	260	3,510
2級	35,000	35,000～39,999	875	875	70	945	22級	135,000	135,000～139,999	3,375	3,375	270	3,645
3級	40,000	40,000～44,999	1,000	1,000	80	1,080	23級	140,000	140,000～144,999	3,500	3,500	280	3,780
4級	45,000	45,000～49,999	1,125	1,125	90	1,215	24級	145,000	145,000～149,999	3,625	3,625	290	3,915
5級	50,000	50,000～54,999	1,250	1,250	100	1,350	25級	150,000	150,000～154,999	3,750	3,750	300	4,050
6級	55,000	55,000～59,999	1,375	1,375	110	1,485	26級	155,000	155,000～159,999	3,875	3,875	310	4,185
7級	60,000	60,000～64,999	1,500	1,500	120	1,620	27級	160,000	160,000～164,999	4,000	4,000	320	4,320
8級	65,000	65,000～69,999	1,625	1,625	130	1,755	28級	165,000	165,000～169,999	4,125	4,125	330	4,455
9級	70,000	70,000～74,999	1,750	1,750	140	1,890	29級	170,000	170,000～174,999	4,250	4,250	340	4,590
10級	75,000	75,000～79,999	1,875	1,875	150	2,025	30級	175,000	175,000～179,999	4,375	4,375	350	4,725
11級	80,000	80,000～84,999	2,000	2,000	160	2,160	31級	180,000	180,000～184,999	4,500	4,500	360	4,860
12級	85,000	85,000～89,999	2,125	2,125	170	2,295	32級	185,000	185,000～189,999	4,625	4,625	370	4,995
13級	90,000	90,000～94,999	2,250	2,250	180	2,430	33級	190,000	190,000～194,999	4,750	4,750	380	5,130
14級	95,000	95,000～99,999	2,375	2,375	190	2,565	34級	195,000	195,000～199,999	4,875	4,875	390	5,265
15級	100,000	100,000～104,999	2,500	2,500	200	2,700	35級	200,000	200,000～204,999	5,000	5,000	400	5,400
16級	105,000	105,000～109,999	2,625	2,625	210	2,835	36級	205,000	205,000～209,999	5,125	5,125	410	5,535
17級	110,000	110,000～114,999	2,750	2,750	220	2,970	37級	210,000	210,000～214,999	5,250	5,250	420	5,670
18級	115,000	115,000～119,999	2,875	2,875	230	3,105	38級	215,000	215,000～219,999	5,375	5,375	430	5,805
19級	120,000	120,000～124,999	3,000	3,000	240	3,240	39級	220,000	220,000～224,999	5,500	5,500	440	5,940
20級	125,000	125,000～129,999	3,125	3,125	250	3,375	40級	225,000	225,000～229,999	5,625	5,625	450	6,075

※等級は67級まであります。詳細は共助会HPをご参照ください。 12

共助会新規加入届(様式第5号)記入例

施設職員の方が共助会に加入する場合にご提出ください。

加入月ごとに3名分まで記入できます。

新規加入者様へ必ず共助会のご説明をしてお手続きをお願いいたします。

(様式 第5号)

会 長	副 会 長	局 長	局 次 長	係 員
--------	-------------	--------	-------------	--------

共助会新規加入届

5 年 6 月 2 日

公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会会長 様

下記のとおり、共済事業に加入したいのでお届けします。

施設・団体名 ちばみどり園

代表者名 千葉 花子

電話番号 043-245-1234

施設・団体コード

加入年月

元号コード

年

月

9 9 9 9

5

0 5 0 6

公印

加入年月を必ず
記入してください。

施設コード4桁を
右詰で記入してく
ださい。

姓名フリガナは各
1マス1字で記入し
てください。(濁点
も1字とカウントし
ます。)

この書類を作成
した年月日を記
入してください。

法人または施設
代表者印を押し
てください。

給与月額を記入
してください。

生年月日を元号
表記で記入して
ください。

職種コード・職名
の記入は、下記
の職種コード表
を参照ください。

フリガナ	カ ス *	サ								万	円
加入者氏名	姓 (漢字)	上	悠							給与月額(本係)	4 3 2 6 5 0
フリガナ	タ *	イ	イ	チ	ロ	ウ				生年月日	年 月 日
名 (漢字)	大	一	郎							元号コード	3 4 2 1 0 0 3
	性 別	男	女	職 種 コード	職 名						
	レ			0 2	指導員						
フリガナ	チ	ハ *								万	円
加入者氏名	姓 (漢字)	千	景							給与月額(本係)	1 9 8 7 6 5
フリガナ	ハ	ナ	コ							生年月日	年 月 日
名 (漢字)	花	子								元号コード	3 5 3 1 2 3 0
	性 別	男	女	職 種 コード	職 名						
	レ			0 4	介護職員						
フリガナ	ホ *	ウ	ソ	ウ						万	円
加入者氏名	姓 (漢字)	房	悠							給与月額(本係)	2 0 1 3 4 5
フリガナ	キ	ヨ	ウ	コ						生年月日	年 月 日
名 (漢字)	京	子								元号コード	3 5 2 0 4 0 1
	性 別	男	女	職 種 コード	職 名						
	レ			1 0	事務員						

注意事項

1. ☐ にはボールペンで記入すること。
2. 性別の ☐ には 該当する所に シ 印を記入すること。
3. 寄附・その他 ☐ には該当する所に シ 印を記入すること。
4. 特例の給与月額合計にはこの用紙に記入した加入者の
給与月額(本係)の合計額を記入のこと。

職種コード

- | | |
|-----------|----------------|
| 01 施設長 | 09 調理員 |
| 02 施設員 | 10 事務員 |
| 03 保育士 | 11 介助員 |
| 04 介護職員 | 12 ホームヘルパー |
| 05 監 師 | 13 施設職員でその他の職種 |
| 06 看護師 | 14 社会福祉協議会職員 |
| 07 介護施設職員 | 15 福祉団体職員 |
| 08 栄養士 | 16 渉外施設職員等 |

新規加入届をご提出する前に「重要事項説明書」を用いて必ず共助会のご説明をお願いいたします。

共助会加入は施設・団体と加入希望者様と双方の合意で成り立ちます。

まれに、説明を受けていないということで退職時にトラブルになる場合がありますので
周知徹底をお願いいたします。

4 掛金の請求および納付

(1) 共助会からの請求額

① 加入者の負担額／毎月

標準給与月額の 25/1000 (掛金) + 標準給与月額の 2/1000 (加入者負担金) = 標準給与月額の 27/1000

② 事業主の負担額

標準給与月額の 25/1000 (掛金) / 毎月

年 1 回 6 月請求

施設団体負担金 (加入者数により決定)

加入者数	施設団体負担金
10名まで	2,000円
20名まで	3,000円
40名まで	4,000円
41名以上	5,000円

(2) 掛金請求明細書の送付と同封する書類

・掛金請求明細書

毎月 10 日 (土日祝日の場合は前営業日) の届出締切日までに提出された届出を基に掛金請求明細書を作成して各法人、施設・団体に送付します。

・掛金異動明細書

新規加入、休職復職、異動退職等により月々の掛金に変動があったときに送付します。

・共助会裁定通知書・源泉徴収票

前月末までに退職をして当月の請求処理が確定した退職者の書類です。

施設控えは、退職者から施設・団体に提出している「退職所得の受給に関する申告書」と一緒に保管をしてください。(「退職所得の受給に関する申告書」については、共助会で発行するものではありません。) 監査等で確認書類として必要になります。

本人控えは、退職者本人へお渡ししてください。

・共助会慶弔金・災害見舞金支給通知書

結婚・出産・本人死亡・災害で申請があった場合の送金通知の書類です。

施設・団体用と加入者用があるので、加入者用を該当加入者へお渡ししてください。

・貸付金請求明細

共助会から貸付を受けている者の次月分請求明細です。

施設・団体での把握用の書類になります。対象の加入者へは貸付決定時に返済予定表をお渡ししています。滞納している場合は未納分が一覧に表示されています。

222-0000
千葉市中央区末広▽-○-△
千葉〇〇保育園 御中

退職共済 No.9988

作成日:平成▽△年10月12日

掛金請求明細書

現在掛金納
付対象者の
当月分合計

千葉〇〇保育園
平成▽△年10月分

の掛金について、下記の通りご請求申し上げます。

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長

請求合計金額

¥250,120

振替銀行 △□銀行
普通 12345678

蘇我
フクチバフクシイバマルマルホイク

異動明細書
遡及対象者
の合計

請求金額内訳

通常請求分			遡及請求分			その他
加入者数	掛金	加入者負担金	件数	掛金	加入者負担金	施設・団体負担金
28	268,500	10,740	2	-28,000	-1,120	

対象加入者明細

加入者名	性別	掛金	加入者負担金	遡及掛金	遡及負担金	請求金額	職種
***** 桐○×△子	女	17,500	700			18,200	施設長
〃							
***** ▽×△理	女			-19,500	-780	-20,280	栄養士
***** ○▽△ 洸平	男	10,250	410			10,660	事務員
***** ▲×△子	女	8,500	340			8,840	保育士
***** ○□△緒	女			-8,500	-340	-8,840	保育士
***** ▽○×□美	女	9,250	370			9,620	保育士
***** □○▲△枝	女	9,500	380			9,880	保育士
***** ○○▲△子	女	8,500	340			8,840	栄養士

休職者

46054- ▽×△美
48254- ▽×○○▲△
73082- ○○▲理

※休職者が復職した場合は、復職届の提出をお願いします。

休職者は含
まない。

9月からの休職届の処
理として、10月分の請
求の中で9月分を遡
及するため遡及月数
が「1」

7月末退職届の処理
として、10月分の請
求の中で8月・9月
分を遡及するため遡
及月数が「2」

掛金異動明細書

(9988) 千葉〇〇保育園 様

平成▽△年10月分

の掛金請求について、下記の加入者異動に伴う請求金額変動が発生いたしましたのでご確認ください。

対象加入者明細

異動種類	異動年月	加入者	本俸	等級	標準給与	掛金	加入者負担金	遡及月数
休職	H28/09/01	***** ○○▽ □○▽	174,200	29	170,000	8,500	340	1
退職	H28/07/31	***** ▽△○ □○▽	196,500	34	195,000	9,750	390	2
転出	H28/09/30	***** ▽○ ×□美	174,200	29	170,000	8,500	340	0
復職	H28/10/01	***** □○▲ △枝	196,500	34	195,000	9,750	390	0
加入	H28/10/01	***** ○○ ▲△子	174,200	29	170,000	8,500	340	0
加入	H28/10/01	***** ▽△ □○▽	196,500	34	195,000	9,750	390	0

(3) 施設掛金（納付累計額）台帳（実績分）について

毎年4月に施設掛金（納付累計額）台帳（実績分）を送付しています。

＊施設掛金（納付累計額）台帳（実績分）とは前年度の毎月の掛金の実績分です。
遡及処理を行った時は、その請求月に反映されています。

疑問点や不明な点等があれば、共助会事務局へお問い合わせください。

施設掛金(納付累計額)台帳(実績分) 見方

令和△△年△△月△△日

様

下記の通り通知します。

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会 会長

《施設掛金》 令和△△年度 調整後合計
(累 計) 5,213,500

施設支出合計

令和△△年3月31日現在

加入者	前年度末 掛金累計	入 金 月 別 内 訳												施設支出 年度合計	当年度末 掛金累計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1001－赤坂市子	3,000,000	8,750	8,750	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	107,500	3,107,500
1005－岡田五郎	①1,000,000	6,750	6,750	7,000	7,000	7,000	退職							②34,500	0
1007－菊谷奈々	③900,000	5,750	5,750	6,000	転出									④17,500	0
1010－小宮瞳子	700,000	3,750	3,750	4,000	4,000	4,000	休職							23,500	723,500
1011－鈴木充三	550,000						復職	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	15,000	565,000
1014－関本銃士	0					加入	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	14,000	14,000
1015－染谷重吾	0				転入	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	⑥36,000	⑤803,500
施設計	6,150,000	25,000	25,000	26,000	20,000	24,500	19,500	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	248,000	5,213,500

*1. 退職者の資産の取崩し (岡田五郎分 ①＋②＝1,034,500円)

裁定通知書の施設掛金累計額を処理(資産取崩)してください

*2. 転出者の資産の取崩し (菊谷奈々分 ③＋④＝917,500円)

加入者異動承認書の施設掛金累計額を処理してください

*3. 転入者の資産の計上 (染谷重吾分 ⑤－⑥＝767,500円)

加入者異動承認書の施設掛金累計額を処理(計上)してください

単年度掛金については、転入前の施設分を調整する必要がありますので不明な場合はお問合せ下さい。

施設掛金(納付累計額)台帳(4月以降空欄分)の送付は中止します。

(4) 納付（口座引落としによる納付）

掛金は原則口座振替の設定で引落をしています。

指定銀行（※）の施設口座から先に送付した掛金請求明細書の金額を、毎月月末最終日（土日祝日の場合は翌営業日）に引落いたします。

※指定銀行とは

①千葉銀行

②地方銀行

③C-NET 提携金融機関

（千葉県内に本支店を有する金融機関）

5 月額算定

(1) 掛金等の更新

加入者の掛金および加入者負担金の金額を毎年1回、4月1日を基準日として更新します。3月下旬に、共助会から共済報酬月額算定基礎届に関する資料とUSBをお送りします。

各施設様には、4月1日を基準日として算定対象者の当年度の給与月額（本俸）を記載して提出していただきます。提出期日は毎年4月25日です。（土日祝日の場合には前営業日）

共助会は、提出された基礎届を基に当年度の掛金、加入者負担金を計算して毎年5月末日までに各施設様に「共助会掛金および加入者負担金決定通知書」（様式第13号）を送付します。

(2) 決定通知を受け取った時

必ず、決定通知書に記載された方々の本俸給与欄の金額を確認してください。

間違いのある場合には、訂正期限（毎年6月10日、土日祝日の場合には前営業日）までに必ず共助会に連絡してください。

6月分の請求が確定すると遡及処理が出来なくなります。

また、共助会掛金および加入者負担金決定通知書に次の方が記載されているときは至急共助会にご連絡ください。

- ・ 5月末までに退職している方
 - ・ 5月末までに異動した方
 - ・ 現在休職中、6月から休職する方
- } 退職届、異動届、休職届ご提出により
一覧から消去します。

なお、次の方は記載されていません。

- ・ 現在休職中の方
- ・ 6月からの休職届を提出済みの方
- ・ 6月から転入する方
- ・ 6月から復職する方

USB 入力画面

変更不可箇所 ※行は削除、追加しないでください。

入力・訂正箇所

*変更の場合は氏名変更届をご提出ください

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
頁	行	施設コード	会員番号	フリガナ1	フリガナ2	氏名1	氏名2	前職種	本俸月額	新職種コード	対象外コード	該当月
1	1	136	1001	アカサカ	アイコ	赤坂	市子	09 調理員	204890	3		
1	2	136	1002	イノウエ	エミ	井上	恵美	06 看護師	0	0	1	3月
1	3	136	1003	ウエダ	タカオ	植田	孝夫	06 看護師	225430	4		
1	4	136	1004	エガワ	ミツコ	江川	美和子	13 その他	228530	1		
1	5	136	1005	オカダ	ミドリ	岡田	みどり	06 看護師	236460	10		
1	6	136	1006	カヤマ	クミコ	香山	久美子	06 看護師	0	0	2	4月
1	7	136	1007	キクタニ	ヨシツグ	菊谷	好次	11 介助員	165436	2		
1	8	136	1008	クスノキ	キョウコ	楠木	恭子	09 調理員	204800	0		
1	9	136	0					<< 真合計 >>	1265546	0		
2	1	136	1008	ケンモツ	ケイコ	監物	慶子	03 保育士	285600	5		
2	2	136	1009	コヤマ	ユミ	小宮山	由美	03 保育士	300520	0		
2	3	136	1010	サヤマ	チエ	佐山	千恵	03 保育士	193450	0		
2	4	136	1011	シミズ	トモミ	清水	友見	03 保育士	0	0	3	3月
2	5	136	1012	スズキ	コツエ	鈴木	梢	03 保育士	253230	0		
2	6	136	1013	セキモト	リエ	関本	理絵	03 保育士	225600	0		
2	7	136	0	*****	*****	*****	*****	*****	0	0		
2	8	136	0	*****	*****	*****	*****	*****	0	0		
2	9	136	0					<< 真合計 >>	1258400	0		

* 本俸月額

4月1日付本俸(半角数字入力)

* 新職種コード

前職種と異なる場合のみ入力

【退職・休職・転出の場合】

* 対象外コード

退職は「1」、休職は「2」、

転出(異動)は「3」、を入力

* 本俸月額は「0」にする

* 該当月

退職・休職・転出(異動)の月を入力

例) ①井上恵美

→3月末退職

②香山久美子

→4月から休職

③清水友見

→3月末転出(異動)

* 注意 *

* 退職届(様式第14号)、休職届(様式第8号)

異動届(様式第10号)、は必ず提出してください。USB に入力しただけでは手続きできません。

* 施設長変更時には、事業主変更届(様式第19号)の提出が必要になります。

*****の行は入力不可です。削除しないでください。

* 4月・5月新規加入者 → 算定対象者ではないので入力の必要はありません。追加で入力しないでください。

* 4月・5月転入者・復職者

* 3月掛金請求後に3月加入処理

及び3月転入、復職処理の場合

算定額確認書類を後日送付しますので記入して提出していただきます。

(月額算定データは3月請求締時点で作成しています。)

* 頁合計 各ページ毎の合計を入力する

入力終了後

上書き保存をして、ご提出ください。

(ご不明な点は事務局までお問い合わせください)

(様式 第13号) 共助会掛金および加入者負担金決定通知書

令和02年10月22日

様

共助会共済報酬月額算定基礎届に基づき、掛金および加入者負担金を決定したので通知します。

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会

共助会
公印

氏 名	加入者番号	改定年月日	本俸給与	等級	標準給与	掛 金	加入者負担金	職 種
		R02/06/01	274,000	49	270,000	13,500	540	
		R02/06/01	224,900	39	220,000	11,000	440	
		R02/06/01	240,600	43	240,000	12,000	480	
		R02/06/01	191,970	33	190,000	9,500	380	
		R02/06/01		37	210,000	10,500	420	
合計						56,500	2,260	

共助会掛金および加入者負担金決定通知書が届いたら本俸給与の金額を必ず確認をして下さい。
間違いがある場合には、算定処理の訂正期限（毎年6月10日、10日が土日祝日の場合には前日）までに、共助会事務局に連絡をして下さい。
6月分の請求が確定すると、遡及処理はできません。

※注意

下記の方が記載されている場合は、至急該当書類を訂正期限までに提出してください。

- ・5月末までに退職している方・・・退職届
- ・5月末までに異動した方・・・異動届
- ・現在休職中、6月から休職する方・・・休職届

下記の方が記載されていない場合は、至急該当書類を訂正期限までに提出してください。

- ・5月末までに復職した方・・・復職届

下記の方は記載されていません。

- ・現在休職中の方
- ・6月からの休職届を提出済みの方
- ・6月から転入する方
- ・6月から復職する方

本俸訂正処理について

共助会では掛金更新は年一回6月の月額算定時にのみ行っています。

しかし、他法人、施設・団体異動で本俸金額が変わった場合と復職時勤務体制が変更になり本俸金額が大幅に減額になった場合においては掛金の変更処理を行います。

また、勤務形態の変更（フルタイムからパート、パート職員から正規職員等）により大幅に本俸金額が変わった場合及び加入時登録金額の間違いや算定更新時の確認間違い等で変更が必要な場合には「本俸訂正」を行います。

手続きについては下記をご参照ください。

復職時・・・・・・休職・停職等の復職届（様式第9号）の給与月額（本俸）に復職時本俸金額をご記入ください。

異動時・・・・・・加入者異動届（様式第10号）の新施設記入欄の給与月額（本俸）に異動時本俸金額をご記入ください。

勤務形態の変更
登録間違い

事柄が発生した時は共助会までご連絡をお願いします。
本俸訂正依頼書を送付しますので、訂正理由と新本俸を記入して共助会へご提出下さい。
なお、請求が確定している月の変更はできませんのでご注意ください。

事 柄		提出書類	様式	遡及処理	
復職	復職時の本俸金額を登録します	休職・停職等の復職届	第9号	○	該当月から 変更可能
異動	他法人・他施設への転入時の本俸金額を登録します	加入者異動届	第10号		
勤務形態の変更	変更になった本俸金額を登録します	本俸訂正依頼書	共助会から 送付しますので ご連絡 ください	×	届出提出月からの 変更
登録間違い	正しい本俸金額を登録します	本俸訂正依頼書			

6 休職および復職

(1) 休職

休職理由は産前産後、育休、病気療養、介護休業等理由が明確であり、復職の見込めるものであることが必要です。復職の見込みがはっきりしない場合は原則、休職を認めないことにします。(個別相談は受け付けます。)

休職の月から掛金の納付を停止し、休職期間中は退職金の計算期間から除外します。

なお、休職中であっても掛金を継続して納入することが出来ます。この場合、休職届けの提出は不要です。

共助会は年1回月額算定時に、休職者の現況調査を実施します。

【提出書類】

- ・休職・停職等届（様式第8号）

休職・停職等届(様式第8号)記入例

加入者が休職等の理由により掛金の納付を停止する場合に提出します。

(様式 第8号)

会 長		副 会 長		局 長		局 次 長		係 員	
--------	--	-------------	--	--------	--	-------------	--	--------	--

休 職 ・ 停 職 等 届

4 年 4 月 5 日

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 様

施設・団体名 **ちばみどり園**

代 表 者 名 **千葉 花子**

公印

下記の加入者が休職・停職をするのでお届けします。

施設・団体 コード	9	9	9	9	加入者番号	999999
--------------	---	---	---	---	-------	--------

フリガナ	ボウソウ キョウコ
氏 名	房総 京子
休職・停職開始月	元号コード 年 月 5 0 5 1 0
休(停)職の理由	☒ 産・育休 ☐ 病休 ☐ 介護 ☐ その他 ※その他の場合には理由を具体的にご記入下さい。
	備 考

この書類を作成した年月日を記入してください。

施設・団体名等を記入してください。

施設コードを右づめで記入してください。

休職する方の加入者番号、氏名を記入してください。

該当する□に「レ」をつけてください。

掛金の納付を停止する月を記入してください。

休職届の提出後は、掛金請求明細書の休職者の欄で加入者名をご確認ください。
 毎年3月末で休職者調査にて復職予定を確認しています。
 復職が決まり次第、復職届(様式第9号)のご提出をお願いします。

(2) 復職

休職中の加入者が職場に復帰して掛金の納付を再開するとき、復職届を提出します。復職月に掛金納入も再開となります。

復職時の本俸金額で掛金を請求することとなりますので、復職届には復職時の本俸金額をご記入ください。

【提出書類】

- ・休職・停職等の復職届（様式第9号）

休職・停職等の復職届(様式第9号)記入例

加入者が復職により掛金の納入を再開する場合に提出します。

(様式 第9号)

会 長		副 会 長		局 長		局 次 長		係 員	
--------	--	-------------	--	--------	--	-------------	--	--------	--

休職・停職等の復職届

4 年 4 月 5 日

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 様

施設・団体名 **ちばみどり園**

代表者名 **千葉 花子**

公印

下記の加入者が休職・停職をするのでお届けします。

施設・団体 コード	9	9	9	9	加入者番号	999999
--------------	---	---	---	---	-------	--------

フリガナ	ボウソウ キョウコ
氏 名	房総 京子

復 職 開 始 月	元号コード	年	月	から掛金納付を再開します
	5	0	5	1 0

給与月額(本俸)	万 円 213000
----------	--

職 種	04 介護職員
-----	---

職種コード

01 施設長 02 指導員 03 保育士 04 介護職員 05 医師 06 看護師 07 訓練指導員 08 栄養士	09 調理員 10 事務員 11 介助員 12 ホームヘルパー 13 施設職員でその他の職種 14 社会福祉協議会職員 15 福祉団体職員 16 法外施設職員等
--	---

注意事項 給与月額(本俸)の欄には、復職時給与月額(本俸)を記入すること。

この書類を作成した年月日を記入してください。

施設・団体名等を記入してください。

施設コードを右づめで記入してください。

復職する方の加入者番号、氏名を記入してください。

掛金の納付を再開する月を記入してください。

復職時本俸を記入してください。

復職時の職種を記入してください。

7 異動

(1) 異動の成立要件

加入者が今まで勤務していた施設から共助会加入の他の施設に異動する場合で、共助会に継続して加入することが異動先の施設から認められた場合です。原則として、勤務期間が連続することが必要で、掛金が、旧施設退職後の翌月から納入可能なことが異動の条件となります。

異動先の施設が共助会に加入していない場合や、掛金が継続して納入できない場合は、退職手続きをとることになります。

なお、生活資金の貸付の残額がある方が法人外異動する場合は、旧施設を退職扱いとし、退職一時金と相殺して頂く必要がありますので、事前に共助会までご連絡ください。

(2) 転出月、転入月の取扱い

異動の場合、今までの施設からの転出月は勤務していた最後の月（当該月の末日まで）であり、新しい施設への転入月は、新施設へ勤務した最初の月（当該月の一日から）となります。

異動届は旧施設記入欄と新施設記入欄があります。

旧施設側で旧施設記入欄に記入押印したものを新施設側で新施設記入欄に記入押印をして共助会へ提出をします。

異動手続きを確実に行わないと、転出した人の掛金が今までの施設に請求されることとなりますので、注意が必要です。

異動先での新本俸で更新をすることとしますので、掛金等は変更になる場合があります。異動承認書でご確認ください。

(3) 会計処理

転出、転入施設とも施設掛金累計額についての会計処理を行う必要があります。詳しくは、共助会退職共済制度の会計処理の手引きをご参照ください。

【提出書類】

- ・加入者異動届（様式第 10 号）

【手続き終了後共助会から送付する書類】

- ・加入者異動承認書（様式第 11 号）

加入者異動届(様式第10号)記入例

加入者の方が共助会に登録のある施設・団体間を異動する場合に提出します。

(様式 第10号)

旧施設で記入する
箇所です

会 長		副 会 長		局 長		局 次 長		係 員		
--------	--	-------------	--	--------	--	-------------	--	--------	--	--

加 入 者 異 動 届

年 月 日

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 様

下記の加入者が異動したので新旧施設連名でお届けします。

旧法人・施設名の
情報を記入してく
ださい。

旧施設 旧施設・団体コード 〇〇〇〇	法人名	ちばみどり福祉会
	施設・団体名	ちばみどり園
	代表者名	千葉 花子
	電話	043-245-1234

新施設で記入する
箇所です

新施設 新施設・団体コード △△△△	法人名	ちばさくら福祉会
	施設・団体名	さくら保育園
	代表者名	共助 太郎
	電話	043-123-4567

新法人・施設名の
情報を記入してく
ださい。

転出年月を記入
してください。

転出年月日
令和 5 年 7 月末日

⇒

転入年月日
令和 5 年 8 月1日

転入年月を記入
してください。

転出する方の
情報を記入し
てください。

旧 施 設 記 入 欄				新 施 設 記 入 欄								
貸付金 有無	加入者番号	フリガナ	フリガナ	職 種 コード	職 種	給与月額(本俸) (本俸を必ず記入すること)						
		加入者氏名	加入者氏名			1	5	6	0	0	0	
有・無	999999	ウラヤス イチロウ	浦安 一郎	有・無	04 介護職	1	5	6	0	0	0	
有・無				有・無								
有・無				有・無								
有・無				有・無								
有・無				有・無								

転出する方の
情報を記入し
てください。

新施設での
職種コード・
職種を記入し
てください。

新施設での本俸
を必ず記入して
ください。

転入時の新施設給与月額(本俸)を適用して掛金等を決定します。

【注意】 貸付有の方の異動について ※事前に必ず共助会にご連絡をお願いします。

- ①法人内異動 新施設でも引き続き給与天引き及び施設口座にてご返済頂きます。
- ②法人外異動 旧施設を退職手続きして借入金を相殺し、新施設で再加入の手続きになります。

8 退職および退職金の支給

(1) 退職金の給付、無給付

退職金は積立方式で1年以上の掛金の納付が必要です。

掛金の納付期間が1年未満の場合、退職金の給付も掛金の返戻もありませんので、注意してください。

掛金の納付期間が1年を超えると、在職期間に積み立てた掛金を基に加入期間別割増率で計算をした額を退職金として給付されます。

6年以上勤務した場合には、加入者本人と事業主の負担した額を上回る金額が退職金として給付されます。

*生活資金の貸付の残額がある場合

退職日までに残額を一括でお支払いいただくか、退職金から残額を清算していただくことになります。

退職金での相殺の場合には、「共助会脱退届および退職一時金等受給(生活資金貸付金の相殺)申請書」(様式第14号)のご提出が必要となりますので、貸付を受けている者の退職が決まり次第、事前に共助会事務局までお知らせください。

【提出書類】

- ・共助会脱退届および退職一時金等受給(生活資金貸付金の相殺)申請書
(様式第14号)

脱退届は必ず加入者および事業主、両者の印鑑を押印してご提出してください。双方の合意を確認するためです。

※本人死亡の場合には、別途下記書類の添付が必要となります。

- ・死亡診断書の写し
- ・戸籍謄本の原本(加入者が亡くなったことがわかる事、及び申請者(遺族)との御関係、同順位の遺族の有無を確認できる事)
(戸籍謄本の原本は共助会で確認した後、返却も可能ですので、ご希望がある場合はご連絡ください。)
- ・同時に共助会慶弔金受給申請書(様式第22号)もご提出ください。

【手続き終了後共助会から送付する書類】

① 退職一時金を給付の場合

- ・共助会裁定通知書(施設控え)(様式第15号)
- ・退職所得の源泉徴収票(施設保管用)
- ・共助会裁定通知書・退職所得の源泉徴収票(本人控え)(様式第15号-1)
施設用は退職者が提出する「退職所得の受給に関する申告書」と併せて保管し

てください。（「退職所得の受給に関する申告書」については、共助会で発行するものではありません。）監査の時に確認書類として必要になります。本人控えは施設から退職者へお渡しください。

② 本人死亡の場合

- ・共助会裁定通知書（施設控え）（様式第 15 号）
 - ・共助会裁定通知書（本人控え）（様式第 15 号）
 - ・共助会慶弔金・災害見舞金支給通知書（施設控え）（様式第 25 号）
 - ・共助会慶弔金・災害見舞金支給通知書（本人控え）（様式第 25 号-1）
- 本人控えは施設から申請者（遺族）へお渡しください。

③ 無給付の場合

- ・共助会裁定通知書（施設控え）（様式第 15 号）（退職者の書類はありません。）

（2）通常の退職以外の理由で共助会を脱退する場合

懲戒免職、在職のまま共助会のみ退会等の場合には通常と異なる手続きとなりますので、あらかじめ共助会にご連絡ください。

共助会脱退届および退職一時金等受給申請書 (様式第14号) 記入例 (一般退職)

加入者が施設・団体を退職する場合に提出していただく書類です。

施設コードを右
づめで記入してく
ださい。

退職者の加入者
番号・氏名等を
記入して、必ず
押印してくださ
い。

施設を退職した
日付を記入してく
ださい。
その月の掛金ま
で徴収します。

源泉徴収票に表
示する住所を記
入してください。

退職者ご本人名
義の口座をご記
入ください。
施設口座への振
込みも可能で
す。

この書類を作成
した年月日を記
入してください。

施設・団体名等
を記入してくだ
さい。

加入期間が1年
未満の場合、太
枠の中は記入の
必要はありません。

(様式 第14号)

会 長	副 会 長	局 長	局 次 長	係 員	
--------	-------------	--------	-------------	--------	--

4 年 5 月 15 日

共助会脱退届および退職一時金等受給(生活資金貸付金の相殺)申請書

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会 様

下記のとおり、共助会を脱退し、退職一時金等の給付および生活資金残額のある場合は相殺を申請します。

施設・団体コード 施設・団体名 ちばみどり園
9 9 9 9 代表者名 千葉 花子
電話番号 043-245-1234

加入者番号 999999 (7桁) 加入者氏名 ウラヤス イチロウ 生年月日 元号コード 3 昭和 4 平成 3 4 5 0 3 2 5

退職年月日 元号コード 5 年 0 4 月 0 5 日 退職理由 0 3 01.定年 02.施設都合 03.自己都合 04.死亡 05.退会 給付の種類 0 2 02.退職一時金 04.遺族一時金 05.退会給付金

申請者氏名(本人または遺族) 浦安 一郎 加入年月日 年 月 日 貸付金の有無 有 無 どちらかに○

郵便番号 2 2 2 3 3 3 3 住所 千葉県葛飾区みどり3-12-5 コーポみどり305 電話番号 申請者が遺族の場合、右欄に押印のこと。 印

加入者との続柄 生年月日(遺族のみ記入)

退職区分 生活扶助 現住所と同一 現住所と異なる 市川市葛飾1-1-20-205

銀行コード 0 1 3 4 銀行名 千葉銀行 銀行・農協・労金 信用金庫・信用組合 普通預金

支店コード 1 3 6 支店名 浦安支店

口座番号 9 9 9 9 9 9 9 口座名義人(フリガナ) ウラヤス イチロウ

共助会脱退届および退職一時金等受給申請書 (様式第14号) 記入例 (本人死亡の場合)

加入者本人が死亡して退職手続きをする時、申請者(遺族)から提出していただく書類です。死亡診断書の写しと、戸籍謄本(加入者が亡くなったことがわかる事、及び申請者(遺族)との御関係、同順位の遺族の有無を確認できる事)の原本も添付してください。(戸籍謄本の原本は共助会で確認した後、返却も可能ですので、ご希望がある場合はご連絡ください。)

施設コードを右
づめで記入して
ください。

亡くなられた方
の加入者番号・
氏名等記入し
てください。押
印は不要です。

死亡した日にち
を記入してくだ
さい。
その月の掛金
まで徴収しま
す。

申請者(遺族)の
氏名等を記入
してください。

申請者(遺族)の
名義の口座を
ご記入くださ
い。

(様式 第14号)

会 長	副 会 長	局 長	局 次 長	係 員
--------	-------------	--------	-------------	--------

4 年 6 月 18 日

共助会脱退届および退職一時金等受給(生活資金貸付金の相殺)申請書

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 様

下記のとおり、共助会を脱退し、退職一時金等の給付および生活資金残額のある場合は相殺を申請します。

施設・団体コード: 9999 施設・団体名: ちばみどり園 代表者名: 千葉 花子 電話番号: 043-245-1234

加入者番号: 999999 (7桁) 加入者氏名: ウラヤス イチロウ 印: 浦安 一郎

退職年月日: 元号コード 5 年 04 月 05 日 退職理由: 04 給付の種類: 04

申請者氏名(本人または遺族): 浦安 太郎 郵便番号: 2223333 住所: 千葉県千葉市美浜区みさきみち〇-12-5 電話番号: 043-987-6543

加入者との続柄: 父 生年月日(遺族のみ記入): 3.21.3.15

退職区分: 一般 障害 生活扶助: 有 無 現住所と同一: 有 無 現住所と異なる: 有 無

銀行コード: 0134 銀行名: 千葉 支店コード: 136 支店名: 浦安支店 口座番号: 88888888 口座名義人(フリガナ): ウラヤス イチロウ

この書類を作成
した年月日を記
入してください。

施設・団体名等
を記入してくだ
さい。

申請者(遺族)の
生年月日を記入
してください。

申請者(遺族)の
印を押してくだ
さい。

施設あての裁定通知書です。
会計処理をする時に必要です。
退職金の額によって処理方法が
変わってきますので、詳しくは
「会計の手引き」を参照ください。

(様式 第15号)

共 助 会 裁 定 通 知 書

令和2年10月23日

様

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会

共助会
公印

令和02年 08月31日付の退職年金等受給申請書に基づき審査した結果、
下記のとおり裁定したので通知します。

記

氏 名			
勤 務 し た 施 設 ・ 団 体 名			
加 入 年 月 日	平成20年04月01日	在籍期間	12年 5ヶ月
脱 退 年 月 日	令和02年08月31日		
掛 金 を 納 付 し た 期 間	11年 3ヶ月		
掛 金 を 納 付 し な か っ た 期 間	1年 2ヶ月		
給 付 種 類	退職一時金		
計 算 基 礎	給付確定金額 給付確定額付利率 129,590 × 1.11475		
	退職時の一時金積立残高 + 加入期間別割増率 621,269 × 2.1		
支 給 額	1,449,126		
送 金 予 定 日	令和02年10月30日		

退 職 金 (雑費・雑収入)	本 人 掛 金	施 設 掛 金 累 計 額 (資産取崩)
813,001	636,125	636,125

注 意 事 項 退職所得申告書と退職所得の源泉徴収票とともに施設・団体で保管すること

退職に関する書類は監査等に必要な書類です。
次の3点の書類をセットにして施設で保管して下さい。

- ①共助会裁定通知書(別添)
- ②退職所得の源泉徴収票(本紙)
- ③退職所得の受給に関する申告書
(退職者が作成し、施設が保管するもの)

(施設保管用)

令和2年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支 払 を 受ける者	住所又は居所								
	令和2年 1月1日の住所								
	氏 名								
区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額	特 別 徴 収 税 額					
				市町村民税		道府県民税			
所得税法第201条第1項第1号並びに地 方税法第50条の6第1項第1号及び第 328条の6第1項第1号適用分		千 円 813001	千 円 0	千 円 0	千 円 0	千 円 0	千 円 0	千 円 0	千 円 0
所得税法第201条第1項第2号並びに地 方税法第50条の6第1項第2号及び第 328条の6第1項第2号適用分									
所得税法第201条第3項並びに地方税法 第50条の6第2項及び第328条の6第2項 適用分									
退 職 所 得 控 除 額		勤 続 年 数	就 職 年 月 日		退 職 年 月 日				
520 万円		13 年	平成20年4月1日		令和2年8月31日				
(摘要) 令和2年10月30日									
支 払 者 (受給者交付用)									
	住所(居所) 又は所在地								
	氏名又は名称								

(医療機構用)

令和2年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支 払 を 受ける者	住所又は居所								
	令和2年 1月1日の住所								
	氏 名								
区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額	特 別 徴 収 税 額					
				市町村民税		道府県民税			
所得税法第201条第1項第1号並びに地 方税法第50条の6第1項第1号及び第 328条の6第1項第1号適用分		千 円 813001	千 円 0	千 円 0	千 円 0	千 円 0	千 円 0	千 円 0	千 円 0
所得税法第201条第1項第2号並びに地 方税法第50条の6第1項第2号及び第 328条の6第1項第2号適用分									
所得税法第201条第3項並びに地方税法 第50条の6第2項及び第328条の6第2項 適用分									
退 職 所 得 控 除 額		勤 続 年 数	就 職 年 月 日		退 職 年 月 日				
520 万円		13 年	平成20年4月1日		令和2年8月31日				
(摘要) 令和2年10月30日									
支 払 者 (受給者交付用)									
	住所(居所) 又は所在地								
	氏名又は名称								

* 医療機構の手続きが必要
な方は、切り取ってご利
用ください。

施設・団体から退職者本人にお渡しをお願いします。

共 助 会 裁 定 通 知 書

02年 10月 22日

様

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助

共助会
公印

令和02年 08月31日付の退職年金等受給申請書に基づき審査した結果、
下記のとおり裁定したので通知します。

記

氏 名			
勤務した施設・団体名			
加 入 年 月 日	平成20年04月01日	在籍期間	12 年 5 ヶ月
脱 退 年 月 日	令和02年08月31日		
掛 金 を 納 付 し た 期 間	11 年 3 ヶ月		
掛 金 を 納 付 し な か っ た 期 間	1 年 2 ヶ月		
給 付 種 類	退職一時金		
本 人 掛 金 (A)	636, 125		
退職所得の源泉徴収票 の支払金額 (B)	813, 001		
支 給 額 (A + B)	1, 449, 126		
送 金 予 定 日	令和02年10月30日		

在籍中に本人掛金を給与から天引きしているため源泉徴収は終わっている。

退職時点で計算された額から本人掛金の額を引いた額が退職金の額です。

在籍中に本人掛金を給与から天引きしているため源泉徴収は終わっている。

退職時点で計算された一時金の額から本人掛金を引いた額。純粋な退職金の額です。この源泉徴収票は退職時の所得に対する分です。

手続きが終了しましたので関係書類を送付します。
ご不明な点がありましたら、共助会までご連絡ください。

親展

令和2年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支 払 を 受 け る 者	住所又は居所						
	令和2年 1月1日の住所						
	氏 名						
区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額	特 別 徴 収 税 額			
				市町村民税	道府県民税		
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分		千 円 813001	千 円 0	千 円 0	千 円 0		
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分							
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分							
退 職 所 得 控 除 額		勤 続 年 数	就 職 年 月 日	退 職 年 月 日			
520 万円		13 年	平成20年 月 1日	令和2年8月31日			
令和2年10月30日							
住所(居所)又は所在地							
氏名又は名称							

退職所得の源泉徴収の支払額が退職所得控除額に達していないので、徴収はされていない。

9 変更届

○氏名変更届

加入者が氏名を変更した場合に提出してください。

結婚での変更の場合には、様式第 22 号慶弔金受給申請書と一緒に提出してください。

氏名変更届（様式第 18 号）記入例 参照

○代表者変更

法人又は施設団体の名称・所在地・代表者名・電話 FAX 番号に変更が生じた時に提出してください。

事業主名称等変更届（様式第 19 号）記入例 参照

氏名変更届(様式第18号)記入例

加入者が氏名変更をした場合に提出します。

結婚での氏名変更の場合は、慶弔金受給申請書(様式第22号)と合わせての提出をお願いします。

(様式 第18号)

会 長		副 会 長		局 長		局 次 長		係 員	
--------	--	-------------	--	--------	--	-------------	--	--------	--

氏 名 変 更 届

令和 4 年 9 月 1 5 日

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 様

施設・団体名 **ちばみどり園**

代 表 者 名 **千葉 花子** 公印

下記の加入者の氏名に変更があったのでお届けします。

施設・団体 コード	9	9	9	9	加入者番号	999999
--------------	---	---	---	---	-------	--------

フリガナ	ボウソウ アヤカ
変更前の氏名	房総 彩香
フリガナ	ヤマモト アヤカ
変更後の氏名	山本 彩香
変更年月日	元号コード 5 年 0 月 4 日 0 日 9 日 1 日 5
変更理由	結婚

この書類を作
成した年月日
を記入してく
ださい。

施設・団体名等
を記入してく
ださい。

氏名変更をす
る加入者の番
号を記入してく
ださい。

施設コードを右づ
めで記入してく
ださい。

変更した日付を
記入してくださ
い。

事業主名称等変更届(様式第19号)記入例

法人、施設・団体の名称、住所、代表者、電話FAX番号が変更になった場合にご提出ください。

(様式 第19号)

会 長		副 会 長		事 務 局 長		係 員		
--------	--	-------------	--	------------------	--	--------	--	--

事業主名称等変更届

平成 28 年 11 月 10 日

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 様

施設・団体名
ちばみどり園

代表者名
千葉 花子

次のとおり変更したのでお届けします。

施設・団体
コード 9 9 9 9

変更事項	変更年月日	変更後
1 名 称 の 変 更	法人 平成 年 月 日	
	施設・団体 平成 年 月 日	
2 所 在 地 の 変 更	法人 平成 年 月 日	千葉市中央区千葉港4-10
	施設・団体 平成 28 年 9 月 1 日	千葉市中央区千葉港4-10
3 代 表 者 の 変 更	法人 平成 年 月 日	
	施設・団体 平成 28 年 11 月 1 日	千葉 太郎
4 電 話 ・ F A X 番 号 の 変 更	法人 電話 043-234-5678	FAX
	施設・団体 電話	FAX
5 口 座 名 義 変 更 の 有 無		
有 無		

この書類を作成した年月日を記入してください。

施設・団体名等を記入してください。

公印

施設コードを右
づめで記入し
てください。

法人、施設・団
体での変更後
の箇所をそれ
ぞれ記入してく
ださい。

この変更により
掛金引落口座
の名義変更が
伴う場合は、金
融機関へ「口座
振替依頼書」の
提出が必要にな
ります。事前に
変更することが
分かっている場
合、届出を提出
する前に共助会
へ連絡して下さ
い。先に「口座
振替依頼書」を
送付します。

Ⅲ 退職共済事業 経理処理編

1 はじめに

2 退職共済掛金の納入時

- ・ 掛金
- ・ 加入者負担金
- ・ 施設負担金

3 加入者の退職時

- ・ 裁定通知書の「退職金」が「施設掛金累計額」を上回る場合
- ・ 裁定通知書の「退職金」が「施設掛金累計額」を下回る場合
- ・ 裁定通知書の「退職金」が「施設掛金累計額」を上回る場合
(共助会から施設へ送金、施設から退職者へ支払う場合)
- ・ 裁定通知書の「退職金」が「施設掛金累計額」を下回る場合
(共助会から施設へ送金、施設から退職者へ支払う場合)
- ・ 裁定通知書の「退職金」が「0円」の場合
- ・ 他法人又は他施設間(同一法人時の他拠点)の転出・転入の場合

【資料】旧会計基準(平成12年発出)と現行会計基準における勘定科目の違い

令和4年4月1日版

共助会退職共済制度の会計処理の手引

～社会福祉法人会計基準省令対応版～

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会

◆はじめに◆

平成28年3月31日、厚生労働省より「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日・厚生労働省令第79号）が発出され、すべての社会福祉法人において平成28年4月1日より適用することとされました。

これに伴い、社会福祉法人会計基準における退職共済制度の具体的な取扱いについても明示され、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日 雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号／厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長通知）の「社会福祉法人会計基準の適用上の留意事項 21-(3)-ア 都道府県等が実施する退職共済制度の会計処理・共済契約者である社会福祉法人」として統一が図られることになりました。

共助会が実施する退職共済制度に係る会計処理つきましても、社会福祉法人会計基準のもとでは、上記「都道府県等が実施する退職共済制度の会計処理」に、なお書きで簡便的な方法として示されている「社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額の退職給付引当金を計上する方法」によって会計処理を行うこととなります。

なお、勘定科目名や仕訳方法は社会福祉法人会計基準で示された方法によりますが、税務上の要請からこれまでもお示ししてきた会計処理の趣旨及び考え方（施設負担の掛金は施設の資産として計上、会員の退職時に資産の取崩しを行って施設の退職金として支払う）については変更ありませんので、念のため申し添えいたします。

◆本手引について◆

当会では、厚生労働省より発出された社会福祉法人会計基準省令及び関連通知等並びに「非営利法人委員会研究資料第5号 社会福祉法人会計基準に関する実務上のQ & A」（平成24年7月18日（平成31年3月27日一部改正）公認会計士協会）に示された取扱いをもとに、「社会福祉法人会計基準」による共助会退職共済制度に係る一般的な会計処理について手引としてまとめました。

●凡例

事例で示している仕訳の表記のうち〔 〕で囲んだ勘定科目は、上段で示した事業活動計算書または貸借対照表の勘定科目により仕訳を行うと同時に資金収支計算書においても仕訳が必要な勘定科目を示しています（下記①）。

また、〔 〕内が「－」の場合は、上段で示した事業活動計算書または貸借対照表の勘定科目により仕訳を行っても資金収支計算書では仕訳を行う必要がないことを示しています（下記②）。

	（借方） 退職給付引当金	XXX,XXX	（貸方） 退職給付引当資産	XXX,XXX
①	〔退職給付支出〕		〔退職給付引当資産取崩収入〕	
	（借方） 退職給付引当金	XXX,XXX	（貸方） 退職給付引当資産	XXX,XXX
②	〔 － 〕		〔 － 〕	

なお、事例で示した金額は会計処理をわかりやすく説明するために使用したもので、実際の給付率等とは一切関係ありません。

◆共助会退職共済掛金等の納入時の会計処理

◎給与支払時に会員（本人）負担分掛金及び会員負担金を控除した会計処理

(借方) 現金預金 300,000 (貸方) 職員預り金 300,000

(借方) 現金預金 24,000 (貸方) 職員預り金 24,000

◎「掛金請求明細書」の請求合計金額（給与支払時に控除した会員（本人）負担分掛金及び会員負担金、並びに施設負担分掛金及び施設負担金の合計額）を納入時の会計処理

(借方) 職員預り金 324,000 (貸方) 現金預金 324,000

(借方) 退職給付引当資産 300,000 (貸方) 現金預金 300,000
[退職給付引当資産支出]
(借方) 退職給付費用 300,000 (貸方) 退職給付引当金 300,000
[—] [—]

(借方) 雑費 5,000 (貸方) 現金預金 5,000
[雑支出]

掛金の2分の1(本人負担分)

作成日：令和 年 月 日

掛金請求明細書

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 @

令和 年 月 分の掛金について、下記の通りご請求申し上げます。

請求合計金額 629,000

振替銀行 ○○○○銀行

請求金額内訳

会員数	掛金	会員負担金	件数	掛金	会員負担金	施設負担金	その他
	600,000	24,000				5,000	

掛金の2分の1(施設負担分)

会 員	性別	掛 金	会員負担金	週及掛金	週及負担金	請求金額	職 種
XXXX-○○ ○○		18,000	720			18,720	
XXXX-○○ ○○		15,000	600			15,600	
XXXX-○○ ○○		14,750	590			15,340	
XXXX-○○ ○○		13,250	530			13,780	
XXXX-○○ ○○		12,750	510			13,260	
XXXX-○○ ○○		12,250	490			12,740	
XXXX-○○ ○○		12,000	480			12,480	
XXXX-○○ ○○		12,000	480			12,480	
XXXX-○○ ○○		12,220	489			12,709	
XXXX-○○ ○○		11,750	470			12,220	
XXXX-○○ ○○		11,750	470			12,220	
XXXX-○○ ○○		10,750	430			11,180	
XXXX-○○ ○○		10,750	430			11,180	
XXXX-○○ ○○		10,500	420			10,920	
XXXX-○○ ○○		10,500	420			10,920	
XXXX-○○ ○○		10,000	400			10,400	
XXXX-○○ ○○		10,000	400			10,400	
XXXX-○○ ○○		10,000	400			10,400	
XXXX-○○ ○○		9,500	380			9,880	
XXXX-○○ ○○		9,500	380			9,880	
XXXX-○○ ○○		12,250	490			12,740	
XXXX-○○ ○○		12,000	480			12,480	
XXXX-○○ ○○		12,000	480			12,480	
XXXX-○○ ○○		11,750	470			12,220	
XXXX-○○ ○○		11,750	470			12,220	
XXXX-○○ ○○		11,750	470			12,220	
XXXX-○○ ○○		11,750	470			12,220	
XXXX-○○ ○○		10,750	430			11,180	
XXXX-○○ ○○		10,750	430			11,180	
XXXX-○○ ○○		10,500	420			10,920	
XXXX-○○ ○○		10,500	420			10,920	
XXXX-○○ ○○		10,000	400			10,400	
XXXX-○○ ○○		10,000	400			10,400	
XXXX-○○ ○○		10,000	400			10,400	
XXXX-○○ ○○		9,500	380			9,880	
XXXX-○○ ○○		9,500	380			9,880	

◆退職時の会計処理①：裁定通知書の「退職金」が「施設掛金累計額」を上回る場合

(様式 第15号)

共 助 会 裁 定 通 知 書

令和 年 月 日

様

公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会 会長

印

令和 年 月 日付の退職年金等受給申請書に基づき審査した結果、
下記のとおり裁定したので通知します。

記

氏 名	
勤 務 し た 施 設 ・ 団 体 名	
加 入 年 月 日	在 籍 期 間
脱 退 年 月 日	
掛 金 を 納 付 し た 期 間	
掛 金 を 納 付 し な か っ た 期 間	
給 付 種 類	退職一時金
計 算 基 礎	
支 給 額	2,030,000円
送 金 予 定 日	

退 職 金 (雑費・雑収入)	本 人 掛 金
1,030,000円	1,000,000円

施 設 掛 金 累 計 額 (資産取崩)
1,000,000円

退職金から施設掛金累計額を差し引いた金額

◎共助会から退職者へ送金した日（送金予定日）に会計処理を行う方法

(借方) 退職給付引当金 1,000,000 (貸方) 退職給付引当資産 1,000,000
〔退職給付支出〕 〔退職給付引当資産取崩収入〕

(借方) 退職給付費用 30,000 (貸方) その他の収益 30,000
〔退職給付支出〕 〔雑収入〕

【参考】退職者が退職した日（脱退年月日）に会計処理を行う方法

○退職者が退職した日（脱退年月日）の仕訳

(借方) 未収金 1,000,000 (貸方) 退職給付引当資産 1,000,000
〔退職給付引当資産取崩収入〕

(借方) 未収金 30,000 (貸方) その他の収益 30,000
〔雑収入〕

(借方) 退職給付引当金 1,000,000 (貸方) 事業未払金 1,000,000
〔退職給付支出〕

(借方) 退職給付費用 30,000 (貸方) 事業未払金 30,000
〔退職給付支出〕

○共助会から退職者へ送金した日（送金予定日）の仕訳

(借方) 事業未払金 1,030,000 (貸方) 未収金 1,030,000

◆退職時の会計処理②：裁定通知書の「退職金」が「施設掛金累計額」を下回る場合

(様式 第15号)

共 助 会 裁 定 通 知 書

令和 年 月 日

様

公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会 会長 印

令和 年 月 日付の退職年金等受給申請書に基づき審査した結果、
下記のとおり裁定したので通知します。

記

氏 名	
勤 務 施 設・団 体 名	
加 入 年 月 日	在 籍 期 間
脱 退 年 月 日	
掛 金 を 納 付 し た 期 間	
掛 金 を 納 付 し な い っ た 期 間	
給 付 種 類	退職一時金
計 算 基 礎	
支 給 額	1,980,000円
送 金 予 定 日	

退 職 金 (雑費・雑収入)	本 人 掛 金
980,000	1,000,000

施 設 掛 金 累 計 額 (資産取崩)
1,000,000

施設掛金累計額から退職金を差し引いた金額

◎共助会から退職者へ直接送金した日（送金予定日）に会計処理を行う方法

(借方) 退職給付引当金 980,000 (貸方) 退職給付引当資産 980,000
〔退職給付支出〕 〔退職給付引当資産取崩収入〕

(借方) 退職給付引当金 20,000 (貸方) 退職給付引当資産 20,000
〔 — 〕 〔 — 〕

【参考】退職者が退職した日（脱退年月日）に会計処理を行う方法

○退職者が退職した日（脱退年月日）の仕訳

(借方) 未収金 980,000 (貸方) 退職給付引当資産 980,000
〔退職給付引当資産取崩収入〕

(借方) 退職給付引当金 980,000 (貸方) 事業未払金 980,000
〔退職給付支出〕

(借方) 退職給付引当金 20,000 (貸方) 退職給付引当資産 20,000
〔 — 〕 〔 — 〕

○共助会から退職者へ送金した日（送金予定日）の仕訳

(借方) 事業未払金 980,000 (貸方) 未収金 980,000

【参考】共助会から施設へ送金、施設から退職者へ支払う場合

◆退職時の会計処理①：裁定通知書の「退職金」が「施設掛金累計額」を上回る場合

(様式 第15号)

共 助 会 裁 定 通 知 書

令和 年 月 日

様

公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会 会長

印

令和 年 月 日付の退職年金等受給申請書に基づき審査した結果、
下記のとおり裁定したので通知します。

記

氏 名	
勤 務 し た 施 設 ・ 団 体 名	
加 入 年 月 日	在 籍 期 間
脱 退 年 月 日	
掛 金 を 納 付 し た 期 間	
掛 金 を 納 付 し な か っ た 期 間	
給 付 種 類	退職一時金
計 算 基 礎	
支 給 額	2,030,000円
送 金 予 定 日	

退 職 金 (雑費・雑収入)	本 人 掛 金
1,030,000円	1,000,000円

施設掛金累計額 (資産取崩)
1,000,000円

◎共助会から施設へ送金した日の会計処理

(借方) 現金預金 1,000,000 (貸方) 預り金 1,000,000

(借方) 現金預金 1,000,000 (貸方) 退職給付引当資産 1,000,000
〔退職給付引当資産取崩収入〕

(借方) 現金預金 30,000 (貸方) その他の収益 30,000
〔雑収入〕

◎施設から退職者へ送金した日の会計処理

(借方) 預り金 1,000,000 (貸方) 現金預金 1,000,000

(借方) 退職給付引当金 1,000,000 (貸方) 現金預金 1,000,000
〔退職給付支出〕

(借方) 退職給付費用 30,000 (貸方) 現金預金 30,000
〔退職給付支出〕

退職金から施設掛金累計額を差し引いた金額

【参考】共助会から施設へ送金、施設から退職者へ支払う場合

◆退職時の会計処理②：裁定通知書の「退職金」が「施設掛金累計額」を下回る場合

(様式 第15号)

共 助 会 裁 定 通 知 書

令和 年 月 日

様

公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会 会長 印

令和 年 月 日付の退職年金等受給申請書に基づき審査した結果、
下記のとおり裁定したので通知します。

記

氏 名	
勤 務 施 設 ・ 団 体 名	
加 入 年 月 日	在 籍 期 間
脱 退 年 月 日	
掛 金 を 納 付 し た 期 間	
掛 金 を 納 付 し な っ た 期 間	
給 付 種 類	退職一時金
計 算 基 礎	
支 給 額	1,980,000円
送 金 予 定 日	

退 職 金 (雑費・雑収入)	本 人 掛 金
980,000	1,000,000

施 設 掛 金 累 計 額 (資産取崩)
1,000,000

施設掛金累計額から退職金を差し引いた金額

◎共助会から施設へ送金した日の会計処理

(借方) 現金預金 1,000,000 (貸方) 預り金 1,000,000

(借方) 現金預金 980,000 (貸方) 退職給付引当資産 980,000

[退職給付引当資産取崩収入]

(借方) 退職給付引当金 20,000 (貸方) 退職給付引当資産 20,000

[—]

[—]

◎施設から退職者へ送金した日の会計処理

(借方) 預り金 1,000,000 (貸方) 現金預金 1,000,000

(借方) 退職給付引当金 980,000 (貸方) 現金預金 980,000

[退職給付支出]

◆退職時の会計処理③：裁定通知書の「退職金」が「0円」の場合

(様式 第15号)

共 助 会 裁 定 通 知 書

令和 年 月 日

様

公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会 会長

印

令和 年 月 日付の退職年金等受給申請書に基づき審査した結果、
下記のとおり裁定したので通知します。

記

氏 名				
勤 務 し た 施 設 ・ 団 体 名				
加 入 年 月 日			在 籍 期 間	
脱 退 年 月 日				
掛 金 を 納 付 し た 期 間				
掛 金 を 納 付 し な か っ た 期 間				
給 付 種 類	退職一時金			
計 算 基 礎				
支 給 額	0円			
送 金 予 定 日				

退 職 金 (雑費・雑収入)	本 人 掛 金
0	40,000

施設掛金累計額 (資産取崩)
40,000

◎退職者が退職した日（退会年月日）、または裁定通知書の発信日の会計処理

(借方) 退職給付引当金	40,000	(貸方) 退職給付引当資産	40,000
[-]		[-]	

◆退職時の会計処理④：他法人または他施設間の転出・転入の場合

◎他法人または他施設（同一法人内の他拠点）へ転出した日の会計処理

転出側の施設

（借方）退職給付引当金	500,000	（貸方）退職給付引当資産	500,000
[—]		[—]	

◎他法人または他施設（同一法人内の他拠点）から転入した日の会計処理

転入側の施設

（借方）退職給付引当資産	500,000	（貸方）退職給付引当金	500,000
[—]		[—]	

（様式 第11号）

加入者異動承認書

令和 年 月 日

様

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 印

下記の加入者が異動したことを承認します。

新 施 設	新施設・団体コード		転入年月日				
	施設・団体名						
	代表者名						
	フリガナ 氏名	加入者番号	生年月日	性別	月額算定時の 標準報酬の月額	掛 金 $\frac{50}{1000}$	加入者負担金 $\frac{2}{1000}$
旧 施 設	旧施設・団体コード		転出年月日				
	施設・団体名						
	代表者名						
					共助会加入日付	施設掛金累計額 500000	

会計処理をして下さい。

【資料】旧会計基準（平成１２年発出）と現行会計基準における勘定科目の違い

	旧会計基準（平成１２年発出）		現行会計基準（平成２８年発出）		
	大区分	中区分	部	大区分	中区分
資金収支計算書	事務費	共助会退職年金預け金支出	その他の活動による支出	積立資産支出	退職給付引当資産支出
	保育所・措置施設） 事務費	雑費			
	人件費	退職金	事業活動による支出	人件費支出	退職給付支出
	保育所・措置施設） 事務費	雑費			
	雑収入 （施設掛金累計額）	雑収入	その他の活動による収入	積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入
	雑収入 （掛金累計額を上回る分）	雑収入	事業活動による収入	その他の収入	雑収入
事業活動計算書	人件費	退職金	サービス活動増減による費用	人件費	退職給付費用
	保育所・措置施設） 事務費	雑費			
	人件費	退職給与引当金繰入	サービス活動増減による費用	人件費	退職給付費用
	雑収入	雑収入	サービス活動増減による収益	その他の収益	
	指導指針） その他の収入				
貸借対照表	流動負債	預り金	負債	流動負債	職員預り金
	その他の固定資産	共助会退職年金預け金	資産	その他の固定資産	退職給付引当資産
	固定負債	共助会退職給与引当金	負債	固定負債	退職給付引当金
	流動負債	未払金	負債	流動負債	事業未払金

生活資金貸付金事業

1 貸付金制度の概要

(1) 貸付対象者

- ①掛金納付期間1年以上の加入者
(※休職中の借り入れ申込は不可)

(2) 貸付条件

					備 考
貸付額	貸付時点の退職一時金の 70%かつ200万円上限(5万円単位)				
貸付利率	年利 2%				
返済方法	元利均等返済 / 毎月払い 給与天引き必須(法人・施設口座より引落とし)				掛金振替口座又は 返済専用口座
返済期間	貸付金額	返済期間	貸付金額	返済期間	*返済期間は 12ヶ月単位
	30万円以内 50万円以内 70万円以内	24ヶ月以内 48ヶ月以内 60ヶ月以内	100万円以内 200万円以内	96ヶ月以内 144ヶ月以内	
申込締切日 及び振込日	申込締切日：毎月10日 ⇒ 振込日：当月25日 ※注意 土日祝日の場合は締切・振込ともに前営業日				

2 申込と返済

(1) 必要書類

- ・新規貸付申請書類
 - ①生活資金貸付金借用申込書 (様式第27号)
 - ②生活資金借用証書 (様式第29号)
 - ③資金使途の確認できる書類(見積書・パンフレット等)
 - ④預金口座振替依頼書 (共助会より郵送)
- ・借り換え申請書類
 - ①生活資金貸付金借用申込書 (様式第27号)
 - ②生活資金借用証書 (様式第29号)
 - ③生活資金貸付金相殺のお願い (様式第14号-1)
 - ④資金使途の確認できる書類(見積書・パンフレット等)
 - ⑤預金口座振替依頼書(口座変更の場合必要 ⇒ 共助会より郵送)
- ・同一法人内異動申請書類
 - ①加入者異動届(様式第10号) ⇒ 新旧施設の押印必要
 - ②預金口座振替依頼書(口座変更の場合必要 ⇒ 共助会より郵送)

注意 法人外への異動は退職扱いとなります。貸付金は一旦ご返済頂きます

- ・退職(退会)相殺申請書類
 - ①共助会脱退届および退職一時金等受給
(生活資金貸付金の相殺)申請書(様式第14号)

【収入印紙】

借用証書に貼付し、申込者の印鑑で割印

借入申込額		収入印紙
10万円以下のもの		200円
10万円を超え 50万円以下		400円
50万円を超え 100万円以下		1,000円
100万円を超え 200万円以下		2,000円

(2) 手続き

①新規申込み

- ・貸付を希望する場合には、申込書作成前に必ず事前に共助会（TEL:043-245-1729）へお問合せ
- ・必要書類に必要事項を記入し、必ず「法人・施設」を経由して共助会に書類提出
- ・共助会は書類を確認し、貸付金返済明細表を法人・施設宛住所へ2部郵送（貸付申込者に1部 法人・施設で1部保管）
- ・期日に指定の口座に貸付金を振込

②返済金請求

- ・翌月5日の通常返済分と前月までの未返済分を記載した「貸付金請求一覧表」を毎月の掛金請求書に同封して「法人・施設」に郵送（別送の場合もあり）

③返済金口座引落し

- ・毎月5日に施設口座より自動引落し
- ・引落不能の場合、共助会事務局より督促状（引落不能通知書）を郵送

④返済完了時

- ・下記書類を法人・施設宛住所へ郵送

<貸付申込者宛>

- ・生活資金貸付完済のお知らせ
- ・生活資金借用証書

※ <貸付申込者宛>は、法人・施設ご担当者様より必ず貸付申込者にお渡しください

<法人・施設宛>

- ・生活資金貸付完済のお知らせ

(3) その他注意事項 ※必ず事前に共助会へお問合せ TEL 043-245-1729

①遡及対応について

- ・貸付金は、遡及対応不可

②一括返済について

- ・必ず、電話にて返済額等を共助会にお問合せ

③休職について

- ・休職届を提出しても、毎月の返済は施設返済口座に請求継続

④退職（退会）について

- ・退職（退会）月翌月の10日までに必要書類の提出がない場合、退職月翌々月も施設返済口座に請求継続

⑤同一法人内異動について

<引落口座変更の場合>

- ・口座振替依頼書を共助会より新施設へ郵送。転入月の10日必着にて共助会へ返送

<引落口座変更なしの場合>

- ・手続き不要

注意 法人外への異動は退職扱いとなります。貸付金は一旦ご返済頂きます

⑥借り換えについて

- ・返済中に新たな貸付を希望する場合は、増額借り換え対応
- ・但し延滞中の方は、借り換え不可
（直近6カ月に2回以上延滞の場合も含む）

（例）借り換えにより返済はリセットされます

新しい借り入れの返済は、借り入れ月の3ヶ月後の5日から始まります

（例）4月借り入れの場合 7月5日

※ 注意) 申請内容に不備があった場合、希望通りの貸付ができないことがあります。

生活資金貸付金借用申込書(様式第27号) 記入例

(様式 第27号)

生活資金 貸付金借用申込書

この書類を作成した
年月日を記入してく
ださい。

● 年 ● 月 ● 日

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 様

借受人欄に住所等を記入・押印してください。

借 受 人 住 所 千葉市中央区千葉港〇ー×

連絡先 〇〇〇ー×××-△△△△

所属長を記入。

法人代表者印を押印してください。

氏 名(自署) 千葉 花子

印

所 属 長 氏 名(自署) 千葉 一郎

(公印)

下記のとおり、生活資金貸付金の借用を申込みます。なお、月々の返済は給与から必要額を差し引くことにより行うことに同意します。

また、延滞が6ヶ月連続したとき、もしくは借受人の事情により返済困難になったときは、契約解除に同意し、直ちに借受金の残額と利息を返済することを約束します。

施設コードを右詰
めで記入して下
さい。

施設・団体コード	施設・団体名		電 話 番 号		
9 9 9 9	ちばみなと園		〇〇〇ー×××-△△△△		
加 入 者 番 号	加 入 者 氏 名 (借受人)		加 入 年 月 数		
1 2 3 4 5 6	千葉 花子		10 年 6 ヶ月		
加入年月日	昭和 平成 令和 25 年 10 月 1 日				
借用希望日	令和 5 年 4 月 25 日				
借用金額	1,000,000 円				
使用理由及び使途	自家用車購入費用のため				
返済方法	元利均等返済 (毎月払い)		返済回数は1年(12回)単位です。		
振込先金融機関 【申込人個人口座】 双方ご 記入願 います 返済引落金融機関 【施設口座】	銀 行 コ ー ド	銀 行 名	支店コード	支 店 名	①普通 (総合)
	× × × ×	● × 銀行	● ● ●	△ △ 支店	
	口 座 番 号	口座名義人(フリガナ) チバ ハナコ			
	1 2 3 4 5 6 7	口座名義人(漢字) 千葉 花子			
銀 行 コ ー ド	銀 行 名	支店コード	支 店 名	①普通 (総合)	
○ ○ ○ ○	× × × × 銀行	× × ×	● ● 支店		
口 座 番 号	口座名義人(フリガナ) チバミナトエン リジチョウ ● ● ● ●				
0 0 0 0 3 2 1	口座名義人(漢字) ちばみなと園 理事長 ● ● ● ●				

施設口座引落の口座をご記入下さい。

※ 注意) 申請内容に不備があった場合、希望通りの貸付ができないことがあります。

生活資金借用証書(様式第29号) 記入例

*生活資金貸付金借用申込書(様式27号)と一緒に提出して下さい。

(様式 第29号)

生活資金 借用証書

収入印紙

金額に応じて
収入印紙を
貼付してくだ
さい。

● 年 ● 月 ● 日

この書類を作
成した年月
日を記入し
てください。

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 様

施設または法人名・所属長を記入。
法人代表者印を押印してください。

施設・団体名

ちばみなと園

所属長

氏 名(自署) 千葉 一郎

(公印)

借受人の住所・氏名を記入のうえ押
印してください。

借受人

本 人 住 所 千葉市中央区千葉港〇ー×

氏 名(自署) 千葉 花子

(印)

下記のとおり正に借用いたしました。
ついては、下記のとおり貴会の指示を遵守して、必ず期間内に返済します。

記

- 月々の返済は、給与から必要額を差し引くことにより行うことに同意します。
- 借受人が退職したとき、共助会を脱退したとき、又は死亡等の理由により月々の返済が困難となったときは、契約解除に同意し、直ちに借受金の残額と利息を一括して支払います。
- 次の事実が発生したときには、当然に期限の利益を失い、直ちに借受金の残額と利息を一括して支払います。
 - 借受人について倒産手続き(破産手続き、民事再生手続き)の申し立てがあったとき
 - 借受人の信用不安をうかがわせる事実(弁護士から債務整理受任通知等による支払い停止または支払い不能に陥ったとき、手形が不渡りになったとき、第三者から差し押さえ、仮差押え、仮処分を受けたとき)が発生したとき
 - 債務の履行を催促されたにもかかわらず、最初の返済遅延日から6ヶ月間連続して債務を履行しなかったため契約を解除されたとき
- 一括支払いが困難な場合、借受人が退職(退会)した場合に支給される退職(退会)一時金と借受金の残額と利息を相殺することに同意します。

施設・団体
コード等を必
ず記入してく
ださい。

施設・団体コード	9999	施設・団体名	ちばみなと園
加入者番号	12345	氏 名	千葉 花子
借 用 期 間	令和 5 年 4 月 25 日 ~ 令和 年 月 末日		
借 用 金 額	1,000,000 円		
利 率 / 支払回数	年 利 2 % (均等払い方式による) 延 滞 利 子 年 3 %	60	回払い
返 済 方 法	元利均等返済(毎月払い)		

借用金額を記入
してください。

返済回数は1年
(12回)単位です。

(貸付番号 :)

※収入印紙について

- ・ 5万円～10万円以下…… 200円
- ・ 10万円超～50万円以下…… 400円
- ・ 50万円超～100万円以下…… 1 千円
- ・ 100万円超～200万円以下…… 2 千円

(様式 第 14 号-1)

年 月 日

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 様

「生活資金貸付金相殺のお願い」

現在、借入しています生活資金貸付金の残高を新規貸付金で相殺していただきますようお願い申し上げます。

施設名・法人名 公 印

氏 名 印

V 福利厚生事業編

1 慶祝金、弔慰金の支給

共助会慶弔金受給申請書（様式第 22 号）をご提出下さい。

支給を受ける権利は、その対象となる事実が発生した日から、5 年経過した場合、時効によって消滅しますので、ご注意ください。

（1）慶祝金の支給

加入者が結婚したときは 2 万円、加入者又はその配偶者が出産したときは 1 万円を支給します。

双子・三つ子出産の場合でもお子様それぞれで請求することが出来ます。

慶弔内容に記載をすることで、結婚、出産を証明する書類は不要です。

なお、結婚で名義が変わる場合、氏名変更届と一緒に提出をして新姓での申請をお願いします。その場合の口座名義は旧姓でも新姓でもどちらでもいいのですが、振込を確認するまでは名義変更はしないようにお願いします。

（2）弔慰金の支給

加入者本人が死亡したとき、ご遺族に 5 万円を支給します。

脱退届および退職一時金等受給申請書と合わせてご提出していただきますので、添付書類は 1 組をご提出下さい。

なお、遺族一時金には相続税が課税されます。

毎月 10 日の請求締切日までに不備の無い状態で提出された場合、月末最終日（土日祝日の場合は前日）に振込をします。

【提出書類】

- ・ 共助会慶弔金受給申請書（様式第 22 号）

※本人死亡の場合には、別途下記書類の添付が必要となります。

- ・ 死亡診断書の写し
- ・ 戸籍謄本の原本（加入者が亡くなったことがわかる事、及び申請者（遺族）との御関係、同順位の遺族の有無を確認できる事）
（戸籍謄本の原本は共助会で確認した後、返却も可能ですので、ご希望がある場合はご連絡ください。）
- ・ 同時に共助会脱退届および退職一時金等受給(生活資金貸付金の相殺)申請書（様式第 14 号）もご提出ください。

【手続き終了後共助会から送付する書類】

- ・ 共助会慶弔金・災害見舞金支給通知書（施設控え）（様式第 25 号）

- ・ 共助会慶弔金・災害見舞金支給通知書（本人控え）（様式第 25 号-1）

本人控えは施設から退職者へお渡してください。

共助会慶弔金受給申請書記入例 (様式第22号) (結婚の場合)

加入者が結婚した時に申請すると、慶祝金 20,000 円が支給されます。
加入者同士でのご結婚の場合はそれぞれで申請ができます。
結婚で氏名変更した場合は、氏名変更届(様式第 18 号)を添付して新姓でのご提出を
してください。

施設コードを右
づめで記入してく
ださい。

申請する加入者
の番号・氏名を
記入して必ず押
印してください。

慶事のあった日
付を記入してくだ
さい。

加入者ご本人名
義の口座をご記
入ください。
施設口座への振
込みも可能で
す。

この書類を作
成した年月日
を記入してく
ださい。

施設・団体名
等を記入して
ください。

お相手の氏
名・生年月日
を記入してく
ださい。

(様式 第22号)

会 長	副 会 長	局 長	局 次 長	係 員		
--------	-------------	--------	-------------	--------	--	--

4 年 10 月 15 日

共助会慶弔金受給申請書

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 様

下記のとおり、給付を申請します。

施設・団体名 **ちばみどり園**

代表者名 **千葉 花子**

電話番号 **043-245-1234**

施設コード **9 9 9 9**

加入者番号 **999999**

加入者氏名 (フリガナ) **ヤマモト アヤカ**

加入者氏名 **山本 彩香**

生年月日 元号コード 年 月 日
3 昭和 4 平成 **4 0 2 1 0 1 3**

慶弔年月日 元号コード 年 月 日
5 0 4 0 9 1 5

給付の種類 **1 1**
11.結 婚
12.出 産
21.本人死亡

慶弔内容

結 婚	配偶者氏名	山本 太郎
出 産	配偶者生年月日	H1.1.20
本人死亡	続 柄	
	子の名前	
	死亡時の年齢	

申請者氏名 (本人または遺族) **山本 彩香**

郵便番号 **2 6 7 0 0 1 6**

住 所 **千葉県緑区〇〇町4-38-1**

電話番号

加入者との続柄 **本人**

生年月日 (遺族のみ記入)

印

振込先金融機関

銀行コード **0 1 3 4** 銀行名 **千葉**

支店コード **1 3 6** 支店名 **浦安支店**

口座番号 **8 7 1 2 3 4 5**

口座名義人(フリガナ) **ヤマモト アヤカ**

※弔慰金申請時には死亡診断書のコピーと戸籍の添付をお願いします。

共助会慶弔金受給申請書記入例 (様式第22号) (出産の場合)

加入者および男性加入者の配偶者が出産した時に申請すると、慶祝金 10,000 円が支給されます。

双子等の場合は、それぞれのお子様での申請が必要です。

この書類を作成した年月日を記入してください。

施設・団体名等を記入してください。

施設コードを右づめで記入してください。

申請する加入者の番号・氏名を記入して必ず押印してください。

お子様の生まれた日付を記入してください。

加入者ご本人名義の口座をご記入ください。
施設口座への振込みも可能です。

続柄・お名前を記入してください。
双子等の場合、生まれたお子様一人ずつそれぞれの申請が必要です。

(様式 第22号)

会 長	副 会 長	局 長	局 次 長	係 員
--------	-------------	--------	-------------	--------

4 年 10 月 15 日

共助会慶弔金受給申請書

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 様

下記のとおり、給付を申請します。

施設・団体名 **らびみどり園** 代表者名 **千葉 花子** 電話番号 **043-245-1234**

施設・団体コード **9 9 9 9** **公印**

加入者番号 999999	(7桁) 加入者氏名 ササキ キョウコ 佐々木 京子	生年月日 元号コード 年 月 日 昭和 平成 4 0 2 1 0 1 3
------------------------	---	---

慶弔年月日 元号コード 年 月 日 5 0 4 0 9 2 1	給付の種類 11.結婚 12.出産 21.本人死亡 1 2	慶弔内容 結 配偶者氏名 婚 配偶者生年月日 出 続 柄 長女 産 子の名前 美由紀 本人死亡 死亡時の年齢
--	--	---

申請者氏名 (本人または遺族) **佐々木 京子**

郵便番号 **2 6 7 0 0 1 6**

住 所 **千葉市緑区〇〇町4-38-1**

電話番号

加入者との続柄 **本人** 生年月日 (遺族のみ記入)

印

振込先金融機関
銀行コード **0 1 3 4** 銀行名 **千葉** 支店コード **1 3 6** 支店名 **浦安支店** 口座番号 **9 8 7 6 5 4 3** 口座名義人(フリガナ) **サ サ キ キ ヨ ウ コ**

銀行・農協・労金 信用金庫・信用組合 普通預金

※弔慰金申請時には死亡診断書のコピーと戸籍の添付をお願いします。

共助会慶弔金受給申請書記入例

加入者本人が死亡した時、申請者(遺族)からの提出で弔慰金 50,000 円をお支払します。
死亡診断書の写しと、戸籍謄本(加入者が亡くなったことがわかる事、及び申請者(遺族)との御関係、同順位の遺族の有無を確認できる事)の原本も添付してください。(戸籍謄本の原本は共助会で確認した後、返却も可能ですので、ご希望がある場合はご連絡ください。)

(様式 第22号)	会 長	副 会 長	局 長	局 次 長	係 員		
4 年 10 月 15 日							
共助会慶弔金受給申請書							
公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 様							
下記のとおり、給付を申請します。							
施設・団体コード		施設・団体名 ちばみどり園		印			
加入者番号		代表者名 千葉 花子					
		電話番号 043-245-1234					
加入者番号 999999		(フリガナ) 加入者氏名 ウラヤス イナロウ 浦安 一郎		生年月日 元号コード 年 月 日 昭和 平成 3 4 5 0 3 2 5			
慶弔年月日 元号コード 年 月 日 5 0 4 0 9 1 5		給付の種類 11.結 婚 12.出 産 21.本人死亡 2 1		慶弔内容 結 婚 配偶者氏名 婚 姻 配偶者生年月日 出 産 続 柄 死 亡 子の名前 本人死亡 死亡時の年齢 51歳			
申請者氏名 (本人または遺族) 浦安 太郎		郵便番号 2 2 2 3 3 3 3		申請者が遺族の場合、 右欄に押印のこと。 浦安			
住 所 千葉市若葉区みさわ台〇ー12ー5		電話番号 043-987-6543					
加入者との続柄 父		生年月日 (遺族のみ記入) S. 21. 5. 15					
銀行コード 0 1 3 4		銀行名 千葉		 銀行・農協・労金 信用金庫・信用組合 普通預金			
支店コード 1 3 6		支店名 浦安支店					
口座番号 8 8 8 8 8 8 8		口座名義人(フリガナ) ウラヤス タロウ					

この書類を作成した年月日を記入してください。

施設・団体名
等を記入して
ください。

亡くなられた
方の年齢を記
入してください。

申請者(遺族)
の生年月日を
記入してくだ
さい。

申請者(遺族)
の印を押して
ください。

施設コードを右
づめで記入してく
ださい。

亡くなられた方の
加入者番号・氏
名等記入してく
ださい。押印は
不要です。

亡くなられた日を
記入してください。

申請者(遺族)の
氏名等記入して
ください。

申請者(遺族)の
名義の口座をご
記入ください。

2 災害見舞金の支給

(1) 加入者の住居が火災によって全焼または半焼した場合、災害見舞金が給付されます。

自己所有の住宅

全焼・全壊 50,000 円

半焼・半壊 40,000 円

借家・間借り等の動産

全焼・全壊 30,000 円

半焼・半壊 20,000 円

注意事項

天災・自然災害は、災害見舞金の給付対象となりません。

【提出書類】

- ・ 共助会災害見舞金受給申請書（様式第 23 号）
- ・ り災証明書（様式第 24 号）（り災証明書は官公庁発行のものであれば共助会様式に限らず受理いたします。）

【手続き終了後共助会から送付する書類】

- ・ 共助会慶弔金・災害見舞金支給通知書（施設控え）（様式第 25 号）
 - ・ 共助会慶弔金・災害見舞金支給通知書（本人控え）（様式第 25 号-1）
- 本人控えは施設から退職者へお渡しください。

共助会災害見舞金受給申請書(様式第23号)記入例

加入者所有の住居が火災によって災害を受けたとき申請できます。

この書類を作成した年月日を記入してください。

施設・団体名等を記入してください。

施設コードを右づめで記入してください。

災害を受けた加入者の加入者の番号等を記入し、押印してください。

り災年月日を記入してください。

加入者名義の口座を記入してください。

災害の程度は関係公署の証明によるため、り災証明書の添付が必要です。

(様式 第23号)		会 長	副 会 長	局 長	局 次 長	係 員			
4 年 12 月 20 日									
共助会災害見舞金受給申請書									
公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会 会長 様									
下記のとおり、給付を申請します。									
施設・団体コード		施設・団体名		代表者名		電話番号		公印	
9 9 9 9		ちばみどり園		千葉 花子		043-245-1234			
加入者番号		(フリガナ) 加入者氏名		生年月日		元号コード			
999999		ヤマモト キョウコ		山本 京子		3 昭和 4 平成			
り災年月日		り災状況区分		元号コード					
5 0 4 1 0 1 0		3 1		31. 自己所有の住宅の全焼・全壊ならびにこれに準ずる程度のもの 32. 自己所有の住宅の半焼・半壊ならびにこれに準ずる程度のもの 33. (借家・借間等の場合) 敷地の全焼の焼失ならびにこれに準ずる程度のもの 34. (借家・借間等の場合) 敷地の大半の焼失ならびにこれに準ずる程度のもの					
申 請 者	申請者氏名 (本人または遺族)		山本 京子						
	郵便番号		2 6 7 0 0 1 6						
	住 所		千葉市緑区〇〇町4-38-1						
	電話番号								
振 込 先 金 融 機 関	銀行コード		銀行名		銀行・農協・労金 信用金庫・信用組合				
	0 1 3 4		千葉						
	支店コード		支店名		普通預金				
	1 3 6		浦安支店						
口座番号		口座名義人(フリガナ)		ヤマモト キョウコ					
9 9 9 9 9 9 9									

注意事項 り災証明書(様式第24号)を添付すること。

3 長期在籍者顕彰

共助会加入者である期間（掛金納付期間）が25年に達した加入者に対して翌年度6月総会時に顕彰式を挙行し、顕彰状並びに記念品を贈呈します。

併せて、長年のご苦勞に報いるため、役員との懇親会を開催しています。

3月末で当該年度の長期在籍顕彰者を確定します。総会日時が決まり次第、施設・団体長様宛に該当者が顕彰式へ出席できるように取り計らいをお願いする文書をお送りします。その中に該当者宛に顕彰式のご案内と出欠席の確認の書類を同封しますので、該当者へお渡しください。

該当者へは出欠席の回答はがきの投函をお願いしておりますので、期日までに返送するようにご確認をお願いします。

4 会員交流事業

共助会は多くの会員交流事業を行っています。

イベント情報は随時更新していますので、利用方法も含め、HPをご確認ください。

いままでの会員交流事業

- ・劇団四季「アラジン」
- ・劇団四季「ライオンキング」
- ・劇団四季「キャッツ」
- ・大相撲東京場所
- ・舞台「ハリーポッターと呪いの子」
- ・浅草新春歌舞伎
- ・歌舞伎座納涼歌舞伎
- ・家庭用常備薬の斡旋

Etc.

5 割引利用券の発行

共助会が契約している施設では割引券を利用してのご利用が出来ます。
ご利用可能施設情報は随時更新していますので、利用方法も含め、HPをご確認ください。

6 福利厚生センター（ソウェルクラブ）

社会福祉事業に従事する方々の福利厚生の増進を図ることを目的に、平成6年に設立され、当該事業を行う全国唯一の法人として厚生労働大臣から指定を受けています。

全国規模で福利厚生サービス事業が展開され、規模のメリットを最大限に活かし、会員のニーズに応じた多種多様なサービスを提供しています。

千葉県社会福祉事業共助会は、福利厚生センターから業務の一部を委託され、ソウェルクラブ千葉として活動しています。

＊掛金：会員一人当たり 10,000 円/年・・・事業主負担

＊サービス内容

- ・生活習慣予防検診費用助成（最大 4,000 円）
- ・会員交流事業への参加
- ・健康生活用品給付
- ・クラブ・サークル活動費助成
- ・指定保養所の利用（会員は 1 泊 2,500 円の助成）
- ・事務用品割引購入

共助会で計画するイベントは、ソウェルクラブにご加入施設の方へは補助金を利用できるので、お得な金額の設定でご提供しています。

ご加入のご検討をお勧めします。